

第五次葛尾村振興計画

(令和5年度～令和14年度)



みんな主役

みんな笑顔

みんな家族

葛 尾 村



イメージキャラクター
しみちゃん

第五次葛尾村振興計画の策定にあたって



未曾有の大震災から12年を迎えました。未だ住み慣れた故郷を離れ、避難生活を余儀なくされるなど、村民の皆様のご苦勞に対しまして、心よりお見舞い申し上げますとともに、村政運営へのご理解と御協力に対し、深く感謝申し上げます。

これまで村は、「村民一人ひとりの生活再建とふるさと「かつらお」の繁栄をめざして」を基本理念とする『葛尾村復興計画』に基づき村内の生活環境整備や営農再開、産業誘致等に取り組んできましたが、福島復興再生特別措置法等の改正や全国的な課題でもある急速な少子高齢化など、我々を取り巻く状況は大きく変化しております。

村は、これらの変化に対応するため、今後10年間の指針として「第五次葛尾村復興計画」を策定するため、住民アンケートやパブリックコメントで寄せられた意見を基に、政策・施策の検討を行い、議会や復興計画審議会に諮りながら、策定いたしました。

本年4月に村制施行100周年の節目を迎えました。この100年、幾度となく困難に直面してまいりましたが、住民の皆様を始め、たくさんの方々に支えられ、この節目の年を迎えることができました事に対し感謝申し上げます。

これからも「ふるさとかつらお」の再生と末永い発展を目指し、引き続き持続可能な村づくりを推進するため、この計画に基づき、これまでの取組の継承や新たな課題の解決に向け、国や県、関係機関と協力しながら取り組み、村の魅力的な発展を目指してまいりますので、村民の皆様には一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

結びに、コロナ禍等様々な課題が多い中、本計画策定にあたり、関係各位のご尽力に対しまして、心より御礼申し上げます。

令和5年4月

葛尾村長 篠 木 弘

- 目 次 -

◇第1編 序論

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の概要	1
第2章 葛尾村を取り巻く現状と課題	3
1 復興・再生の現状と課題	3
(1) 避難指示の状況	3
(2) 人口の推移	4
(3) 村内生産活動の推移	5
(4) 計画の進捗状況	6
2 村民意向の把握	8
(1) アンケート調査の概要	8
(2) アンケート調査結果の概要	9

◇第2編 基本構想

第1章 策定にあたっての視点	15
第2章 むらづくりの基本方向	18
1 将来推計人口	18
2 基本理念及び将来像	19
3 基本目標	20
4 計画の構成	21
5 施策の大綱	23

◇第3編 基本計画

第1章 東日本大震災からの復興	25
1 住民帰還の促進	25
2 風評の払拭	26
3 帰還困難区域の解消	27
第2章 豊かな自然を大切にする暮らし	28
1 地球温暖化対策の推進	28
2 自然環境の保護・再生	29
3 計画的な土地利用の推進	30
第3章 緑に包まれ共生する暮らし	32
1 生活環境の保全	32
2 移住・定住の促進	33
3 地域コミュニティ・きずなの形成	34

第4章 生活基盤が整った快適な暮らし	36
1 道路・交通体系の整備充実	36
2 デジタル変革（DX）の推進	37
第5章 健康で支え合う安心な暮らし	39
1 安心できる保健・医療体制の拡充	39
2 みんなで支え合う地域福祉のむらづくり	40
（1）地域福祉の推進	40
（2）子育て支援の推進	42
（3）高齢者福祉の推進	43
（4）障がい者福祉の推進	45
3 誰もがいきいきと暮らせるむらづくり	47
第6章 村民の助け合いによる安全な暮らし	49
1 災害に強いむらづくり	49
2 防犯対策の推進	51
3 交通安全対策の推進	52
第7章 活力ある豊かな暮らし	54
1 農林畜産業の振興	54
2 地域の商工業の振興	56
3 観光・交流の振興	58
4 新たな産業の振興と雇用の創出	60
第8章 学びと文化にふれあう暮らし	62
1 学校教育の充実	62
2 生涯学習環境の充実	64
3 スポーツ・レクリエーションの振興	65
4 歴史・文化の保存・伝承	67
第9章 みんなで考え行動する暮らし	69
1 村民参加による協働のむらづくりの推進	69
2 村民に寄り添う行政	71
3 持続可能な健全財政	72

◇付属資料

1 SDGs	75
2 諮問・答申	77
3 振興計画審議会委員名簿	78
4 第五次葛尾村振興計画策定要綱	79
5 第五次葛尾村振興計画策定経過	82
6 用語解説	83
7 基礎資料	87

◇第1編 序論



◇「葛尾パワーで元気にがんばりました!」
スクールフェスタ&公民館まつり2022から

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本村においては、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復旧・復興に向け、「葛尾村復興計画」を策定し、復旧・復興に取り組んできました。

このたび、この「葛尾村復興計画」が令和4年度で計画期間の終了を迎えることから、改めて本村の最上位計画となる「振興計画」を策定するものです。

2 計画の概要

- ・本計画は、平成14年度に策定した本村の最上位計画である「第四次葛尾村振興計画」（計画期間：平成15（2003）年度～平成24（2012）年度）の次期計画にあたります。
- ・本来、「第五次葛尾村振興計画」は平成24年度に策定する予定でしたが、平成23年3月11日に東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故が発生したことにより、「第五次葛尾村振興計画」を策定することは困難となりました。
- ・震災等により急変し続ける村を取り巻く環境や情勢が一定の落ち着きを見せるまで、「第四次振興計画」の内容を重視した「葛尾村復興計画」（計画期間：平成24（2012）年度～令和4（2022）年度）を平成24（2012）年12月に策定し、本村の復旧・復興に努めてきました。
- ・また、「復興計画」のより具体的かつ段階的な復興再生のまちづくり計画として「かつらお再生戦略プラン」（計画期間：平成26（2014）年度～令和4（2022）年度）を平成26年6月に策定し、施策・事業を実施してきました。
- ・本計画は、これらの計画、施策・事業を踏まえ、長期的な視点のもと今後10年間の方向性（基本構想）と、概ね5年間の諸施策を明らかにする（基本計画）ものです。各計画の期間及び性格は、次のとおりです。

○ 基本構想

- ・基本構想は、令和5（2023）年度を初年度とし、10年後の令和14（2032）年度を目標年次とします。
- ・基本構想は、長期的展望をもとに、本村の将来の目標及び目標達成のための基本的施策の大綱を明らかにし、基本計画及び実施計画策定の基本理念とすべきものです。

○ 基本計画

- ・基本計画は、おおむね10年後を目標に定めますが、5年後にそのときの情勢に応じて点検・見直しを図るものとします。
- ・基本計画は、基本構想に定められた将来像を実現するため、施策の大綱に基づき、部門ごとの必要な諸施策を体系的に明らかにするものです。

○ 実施計画

- ・実施計画は、基本計画の施策を受けて向こう5年間の実施すべき施策事業の裏づけをもって定めるもので、各年度の実績を検討しつつ、毎年継続して見直していきます。
- ・実施計画は、基本計画で定められた施策を具体的に実施していくための事業計画であり、毎年度の予算編成の指針となるものです。

◇各種計画と計画期間

	H15	～	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
振興計画	【第四次】																		【第五次】					
															基本構想									
															基本計画(前期)					基本計画(後期)				
															実施計画									
															↓ 見直し						↓ 見直し			
葛尾村復興計画																								
かつらお再生 戦略プラン																								



第2章 葛尾村を取り巻く現状と課題

1 復興・再生の現状と課題

(1) 避難指示の状況

国は、平成23年3月12日に東京電力福島第一原子力発電所から半径20km圏内の「野行」、「岩角」、「大放」地区の一部を「警戒区域」、平成23年4月22日に半径20km圏外の村内全域を「計画的避難区域」に指定し、全村に避難が指示されました。

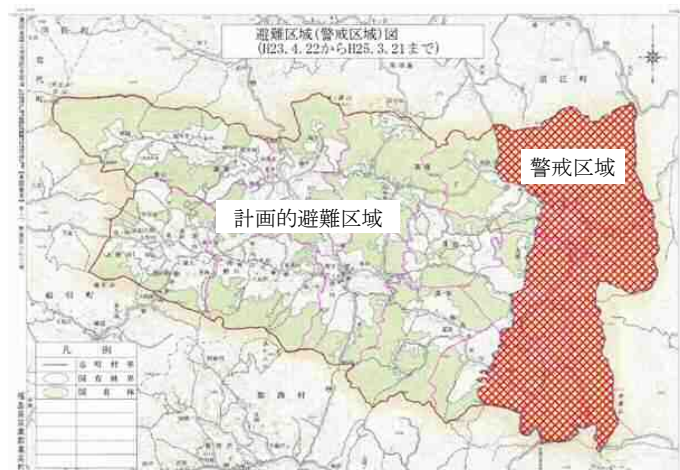
村では、警戒区域の避難指示に続き、平成23年3月14日に村独自に全村民に避難を指示し、福島市を經由し会津坂下町へ避難しました。

平成25年3月22日、国は村内を放射線量に応じて「帰還困難」、「居住制限」、「避難指示解除準備」の3区域に再編しました。

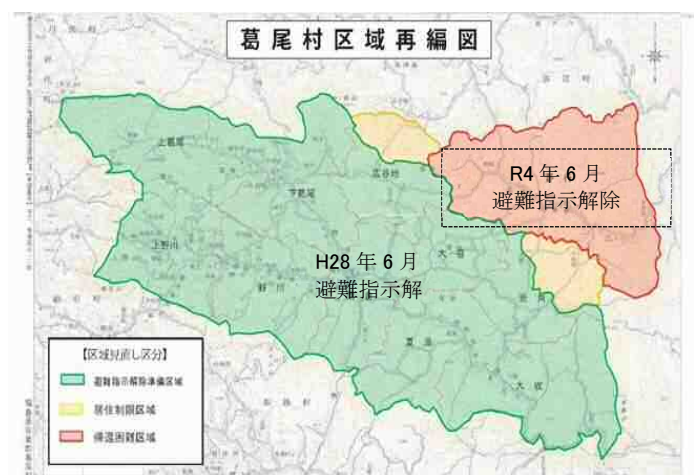
本村に出されていた避難指示は、「帰還困難区域」以外の区域について、平成28年6月12日午前零時に解除されました。

「帰還困難区域」にある野行地区は、令和4年6月12日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されましたが、特定復興再生拠点区域以外の区域における帰還・除染等について住民や国と話し合いが続けられています。

◇「警戒区域」等の指定 (平成23年4月22日)



◇区域の再編 (平成25年3月22日)

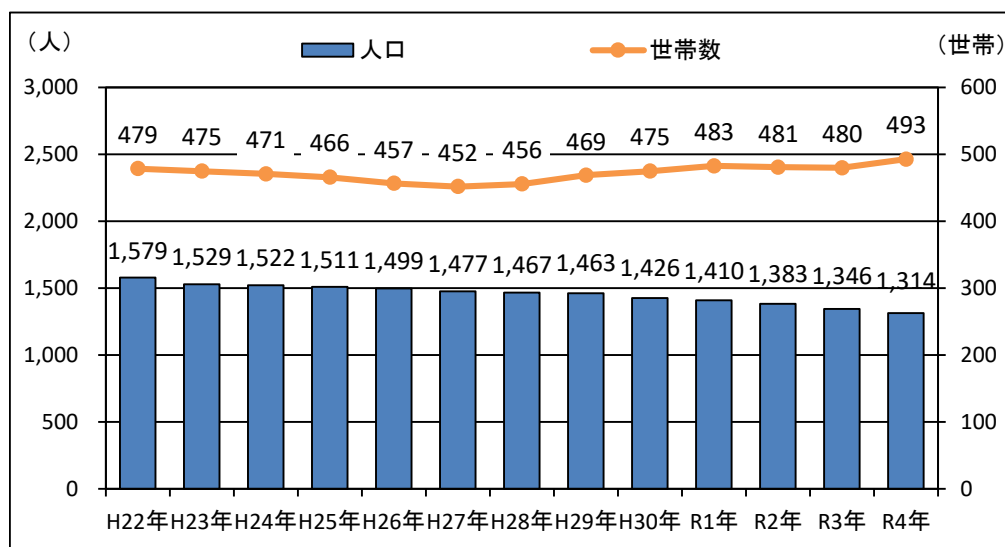


(2) 人口の推移

本村の総人口（住民基本台帳・10月1日現在）は、平成22年の1,579人から徐々に減少し、令和3年には1,346人と、10年間で233人の減少となっています。

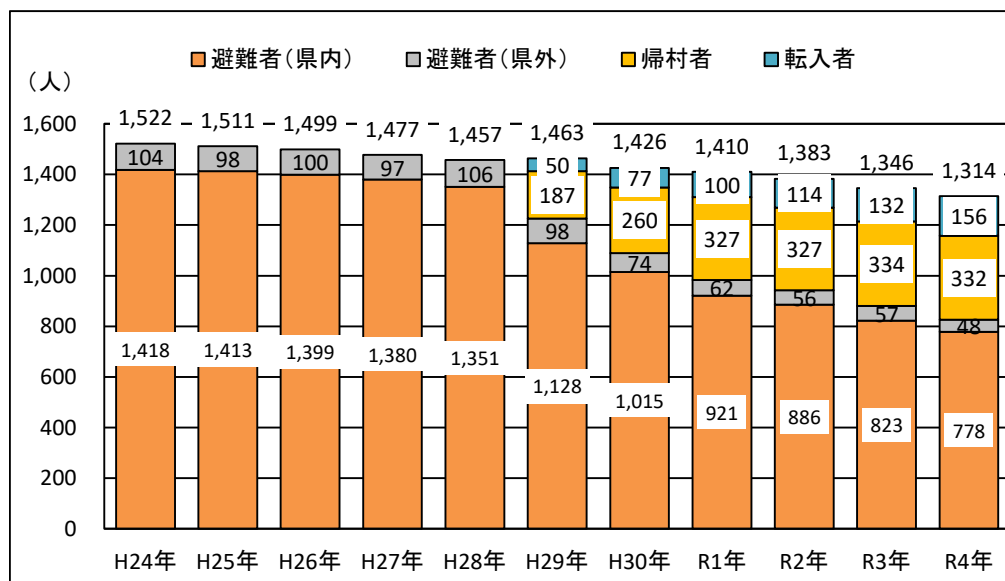
平成23年の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故によって全村避難を余儀なくされた本村は、全村民が福島県内外に避難する状況となっていました。平成28年に避難指示が解除されて以降、徐々に帰村者が増加し、令和4年時点では避難者は826人（県内778人、県外48人）、帰村者は332人、震災後の転入者は156人であり、避難者は全村民の約63%となっています。

◇人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

◇避難者の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(3) 村内生産活動の推移

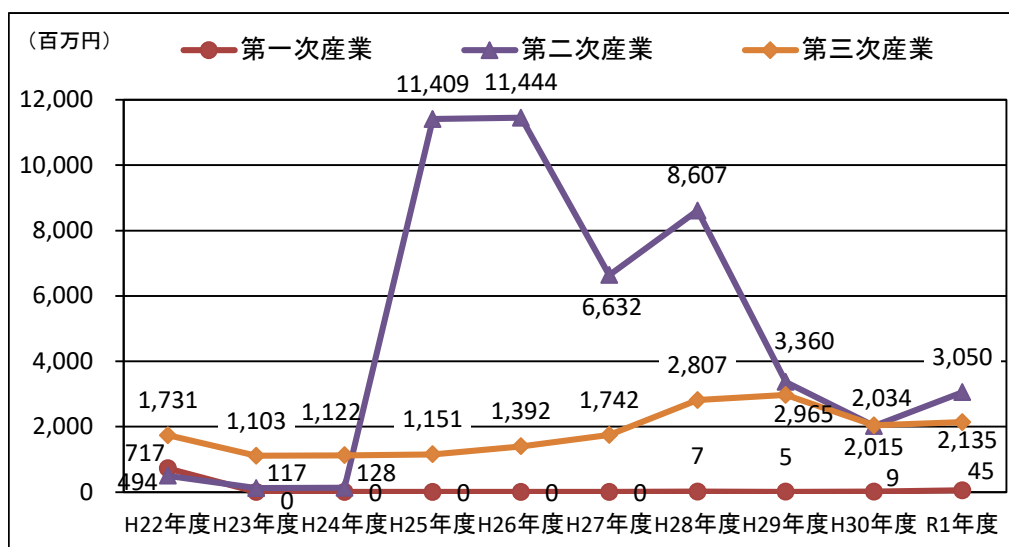
本村の総生産より、本村の産業別の活動状況の動向を整理します。

第一次産業は、東日本大震災が発生した平成 23 年から平成 28 年の総生産は「0」であり、活動が困難であったことが表されています。その後、平成 28 年度は 700 万円、平成 29 年度は 500 万円、平成 30 年度は 900 万円、令和元年度は 4,500 万円となっていますが、平成 22 年度の 7 億 1,700 万円には遠く及ばず、基盤整備等によるさらなる回復・復興が求められます。

第二次産業は、震災後に急増し平成 25 年及び平成 26 年は 100 億円を超過しましたが、その後は減少傾向となっています。震災復旧による除染や道路等基盤整備に係る活動が大きく影響しているものと考えられることから減少は避けられないものの、新規企業立地・誘致等による活動の活性化が期待されます。

第三次産業は、平成 23 年に 11 億 300 万円に低下した後、緩やかに増加傾向にあり、令和元年度は 21 億 3,500 万円となっています。増加は第二次産業等活動による影響が考えられることから、今後は帰村住民等村内活動の拡充が求められます。

◇村総生産の推移



資料：福島県市町村民経済計算年報



◇下葛尾のそば畑

(4) 計画の進捗状況

①「葛尾村復興計画」（平成24年12月策定）

「①避難生活の支援に関する施策」や、「②除染等放射能対策」及び「③インフラ整備」においては、多くの事業が実施され「完了」しています。

一方、「⑤子育てやコミュニティ強化」や「⑦インフラ整備強化、産業育成」は「実施中」が、「④災害対策」や「⑥人づくり・文化の向上」では「継続」事業が多数あり、第五次振興計画に繋いでいく必要があります。

◇「葛尾村復興計画」（平成24年12月）における施策・事業の進捗状況

主要施策	施策内訳		完了	実施中	継続	廃止	未実施	計
【施策①】 避難生活の支援	①避難生活の支援 に関する施策	事業数	70	0	0	0	17	87
		割合	81%	0%	0%	0%	20%	100%
【施策②】 葛尾村の復旧	②除染等放射線対 策	事業数	26	8	3	2	9	48
		割合	54%	17%	6%	4%	19%	100%
	③インフラ整備	事業数	11	4	2	0	6	23
		割合	48%	17%	9%	0%	26%	100%
	④災害対策	事業数	5	8	13	0	6	32
		割合	16%	25%	41%	0%	19%	100%
	⑤子育てやコミュニ ティ強化	事業数	2	9	6	0	4	21
		割合	10%	43%	29%	0%	19%	100%
【施策③】 葛尾村の復興・発 展	⑥人づくり・文化の 向上	事業数	1	0	26	0	1	28
		割合	4%	0%	93%	0%	4%	100%
	⑦インフラ整備強 化、産業育成	事業数	4	18	4	0	18	44
		割合	9%	41%	9%	0%	41%	100%
合計		事業数	119	47	54	2	61	283
		割合	42%	17%	19%	1%	22%	100%

※網掛けは40%以上

※小数点以下を非表示にしているため、割合の合計が100%にならないものもあります。

◇今後の方向性

区 分	今後の方向性
【施策①】 避難生活の支援	○災害公営住宅の維持、避難先を含めた地域コミュニティの維持・形成
【施策②】 葛尾村の復旧	○モニタリング等を通じた村内環境の安全・安心の確保、正しい情報発信や勉強会を通じた風評の払拭 ○基幹道路の整備促進および村道の維持管理、関係団体等と連携した防犯体制の整備 ○情報提供や防災訓練を通じた防災意識の向上 ○少人数指導の推進および多様な学習機会の確保、避難者を含めた村民の絆の維持
【施策③】 葛尾村の復興・発展	○多様な学習機会の確保、文化・伝統の保存による地域を大切にする心の育成 ○企業誘致促進のための環境整備、販路拡大に向けた村産業の多様な支援

②「かつらお再生戦略プラン」（平成 26 年 3 月策定）

「①集落再建」や「②公営住宅整備」「⑩商店再生」では多くの事業が実施され「完了」しています。

一方、「⑨安心農業基盤・体制整備」や「⑬産業振興・雇用創出」などは「実施中」が、「③絆強化イベント」や「④医療・福祉施設整備」「⑦公共交通支援」「⑧放射能安全対策」などは「継続」事業が多く、第五次振興計画に繋いでいく必要があります。

◇「かつらお再生戦略プラン」（平成 26 年 3 月）における施策・事業の進捗状況

			完了	実施中	継続	廃止	未実施	計
【テーマ①】 住まい・絆	①集落再建	事業数	6	3	0	0	2	11
		割合	55%	27%	0%	0%	18%	100%
	②公営住宅整備	事業数	4	0	2	0	0	6
		割合	67%	0%	33%	0%	0%	100%
	③絆強化イベント	事業数	1	5	7	0	0	13
		割合	8%	39%	54%	0%	0%	100%
【テーマ②】 安全・安心	④医療・福祉施設整備	事業数	1	1	4	0	3	9
		割合	11%	11%	44%	0%	33%	100%
	⑤子育て支援環境充実	事業数	0	1	1	0	0	2
		割合	0%	50%	50%	0%	0%	100%
	⑥広域道路整備	事業数	0	1	0	0	0	1
		割合	0%	100%	0%	0%	0%	100%
	⑦公共交通支援	事業数	0	0	2	0	0	2
		割合	0%	0%	100%	0%	0%	100%
	⑧放射能安全対策	事業数	0	1	2	0	2	5
		割合	0%	20%	40%	0%	40%	100%
【テーマ③】 産業再生・活力	⑨安心農業基盤・体制整備	事業数	0	10	1	0	8	19
		割合	0%	53%	5%	0%	42%	100%
	⑩畜産再建	事業数	0	1	0	0	2	3
		割合	0%	33%	0%	0%	67%	100%
	⑪商店再生	事業数	2	0	1	0	0	3
		割合	67%	0%	33%	0%	0%	100%
	⑫資源循環・再生可能エネルギー	事業数	3	1	5	3	13	25
		割合	12%	4%	20%	12%	52%	100%
	⑬産業振興・雇用創出	事業数	0	3	0	0	1	4
		割合	0%	75%	0%	0%	25%	100%
合計		事業数	17	27	25	3	31	103
		割合	17%	26%	24%	3%	30%	100%

※網掛けは40%以上

※小数点以下を非表示にしているため、割合の合計が100%にならないものもあります。

◇今後の方向性

区 分	今後の方向性
【テーマ①】 住まい・絆	○居住に必要なインフラの維持、モニタリングの継続実施 ○企業の従業員や移住定住人口等の増加を見据えた住環境の整備 ○感染拡大防止に配慮した形式でのイベント開催や交流施設の利活用方針の検討
【テーマ②】 安全・安心	○安心して帰還、生活ができる保健・医療体制の拡充 ○保護者のニーズに応じた保育制度の拡充 ○基幹道路の整備促進、村道の整備および維持管理 ○路線バスの運営維持、高齢者や交通弱者のための公共交通体系の整備・維持 ○放射線量モニタリングや作物等の試験栽培等による安全・安心の継続的な確保
【テーマ③】 産業再生・活力	○農産物の生産性向上および新たな取組への支援、避難指示解除に合わせた支援の継続 ○頭数拡大に向けた事業者支援、糞尿の処理・利活用を通じた畜産業と環境との共生 ○光熱費支援等による村内商工業者の継続的な経営支援、多様な交流・はたらき方を支える環境整備 ○再生可能エネルギーの導入拡大、スマートコミュニティの継続のための支援 ○観光プログラムの整備・実行、人材育成の整備・充実

2 村民意向の把握

(1) アンケート調査の概要

①調査の目的

第五次葛尾村振興計画の策定にあたり、復興計画等の取り組み等を踏まえた住民意向を把握することとし、さらに、住民意向を踏まえた基本構想・基本計画の方向性を検討するための基礎調査を目的として実施しました。

②調査対象

調査対象は、葛尾村に住民票がある全世帯を対象に、回答可能な避難先を含む各世帯から1人を無作為に選び依頼しました。

③調査方法及び調査時期

調査方法		調査時期	
配布	回収	配布	回収
郵送配布	郵送回収 Web 回収	令和2年 10月20日(火)	令和2年 11月5日(木)

④調査内容

1. あなたご自身のことについて
2. 住みよさや定住意識について
3. 村づくりにおける各分野の取り組みについて
4. 今後の村づくりの方向性について
5. 自由回答

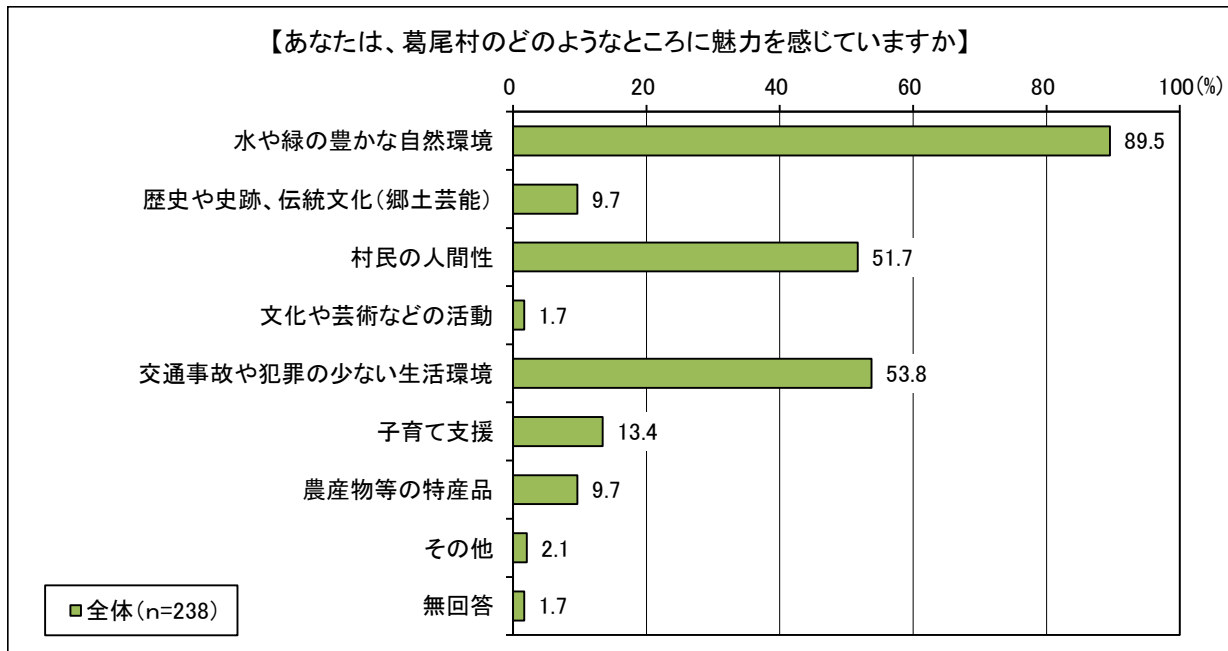
⑤回収状況

対象者数	回収数	(内訳)	有効回収率
602 人	238 人	郵送回収 214 人 Web 回答 24 人	39.5%

(2) アンケート調査結果の概要

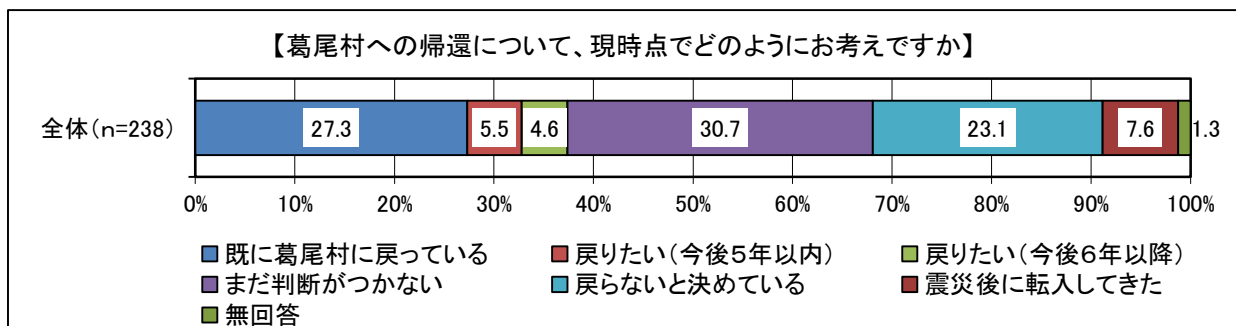
①葛尾村の魅力：「自然環境」、「生活環境」、「人間性」

- ・水や緑の豊かな自然環境（89.5%）：各年代とも80%以上
- ・交通事故や犯罪の少ない生活環境（53.8%）：30歳代、60歳以上は50%以上
- ・村民の人間性（51.7%）：20歳代、50歳代、70歳以上は50%以上



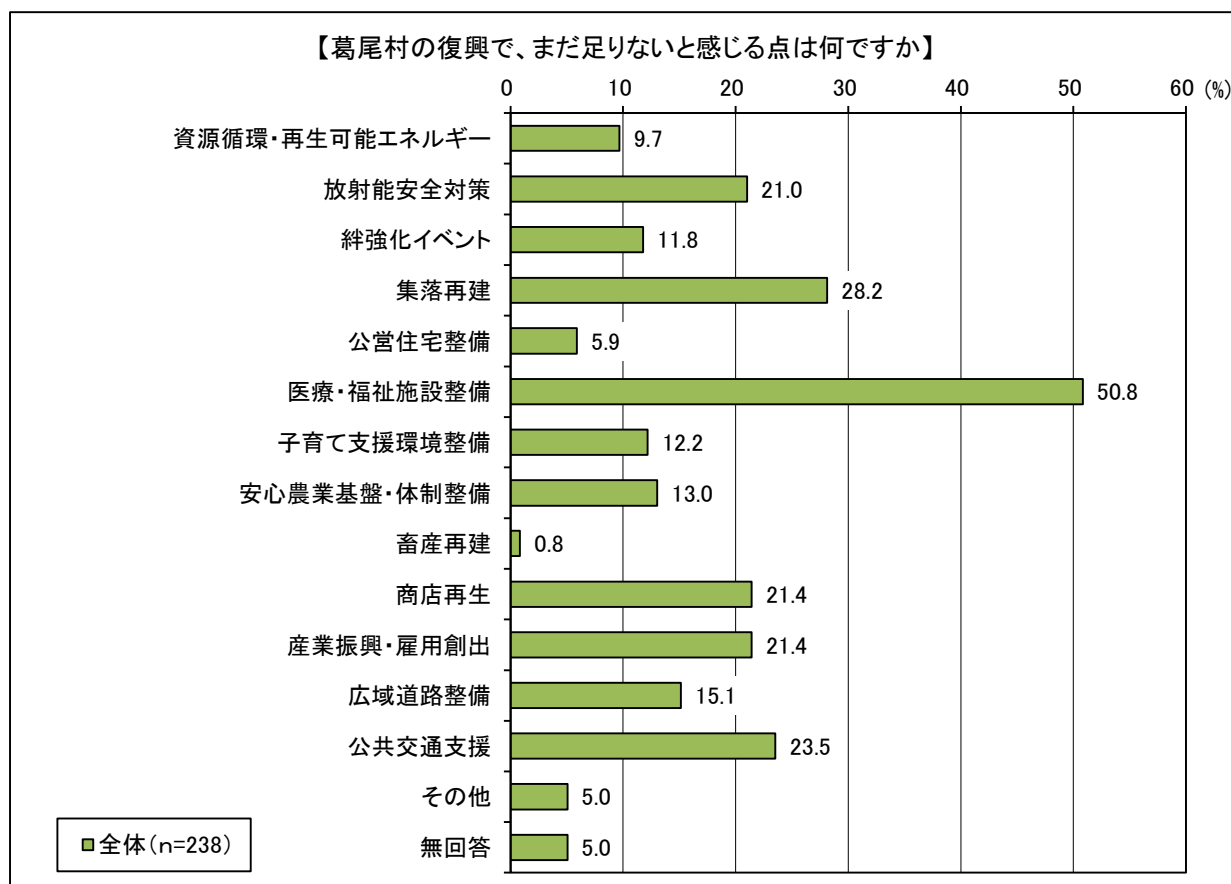
②現時点での帰還についての考え：「まだ判断がつかない」3割、「戻りたい（5年以内）」5.5%

- ・既に葛尾村に戻っている（27.3%）：60歳以上は30%以上
- ・戻りたい（今後5年以内）（5.5%）：60歳代が10.2%など、50歳代以上
- ・戻りたい（今後6年以降）（4.6%）：20歳代から80歳以上の各年代とも1～2人
- ・まだ判断がつかない（30.7%）：20歳代が61.5%、40・50歳代・80歳以上は30%超
- ・戻らないと決めている（23.1%）：20歳代及び30歳代が30%超
- ・震災後に転入してきた（7.6%）：30歳代及び40歳代が20%超、50歳代が10%超



③復興でまだ足りないと感じる点：「医療・福祉」、「集落再建」、「公共交通」、「産業」、「放射能」

- ・医療・福祉施設整備（50.8%）：70歳代が66.7%など、年齢が高いほど比率が高い
- ・集落再建（28.2%）：60歳代以上は30%超、10歳代・20歳代は10%台
- ・公共交通支援（23.5%）：40歳代（12.0%）以外はいずれも20%台
- ・商店再生（21.4%）：40歳代（40.0%）や20歳代（38.5%）など若い年代で高い
- ・産業振興・雇用創出（21.4%）：40歳代（36.0%）や20歳代（30.8%）など若い年代で高い
- ・放射能安全対策（21.0%）：70歳代が40.5%など50歳代以上の年代でやや高い



◇葛尾村診療所

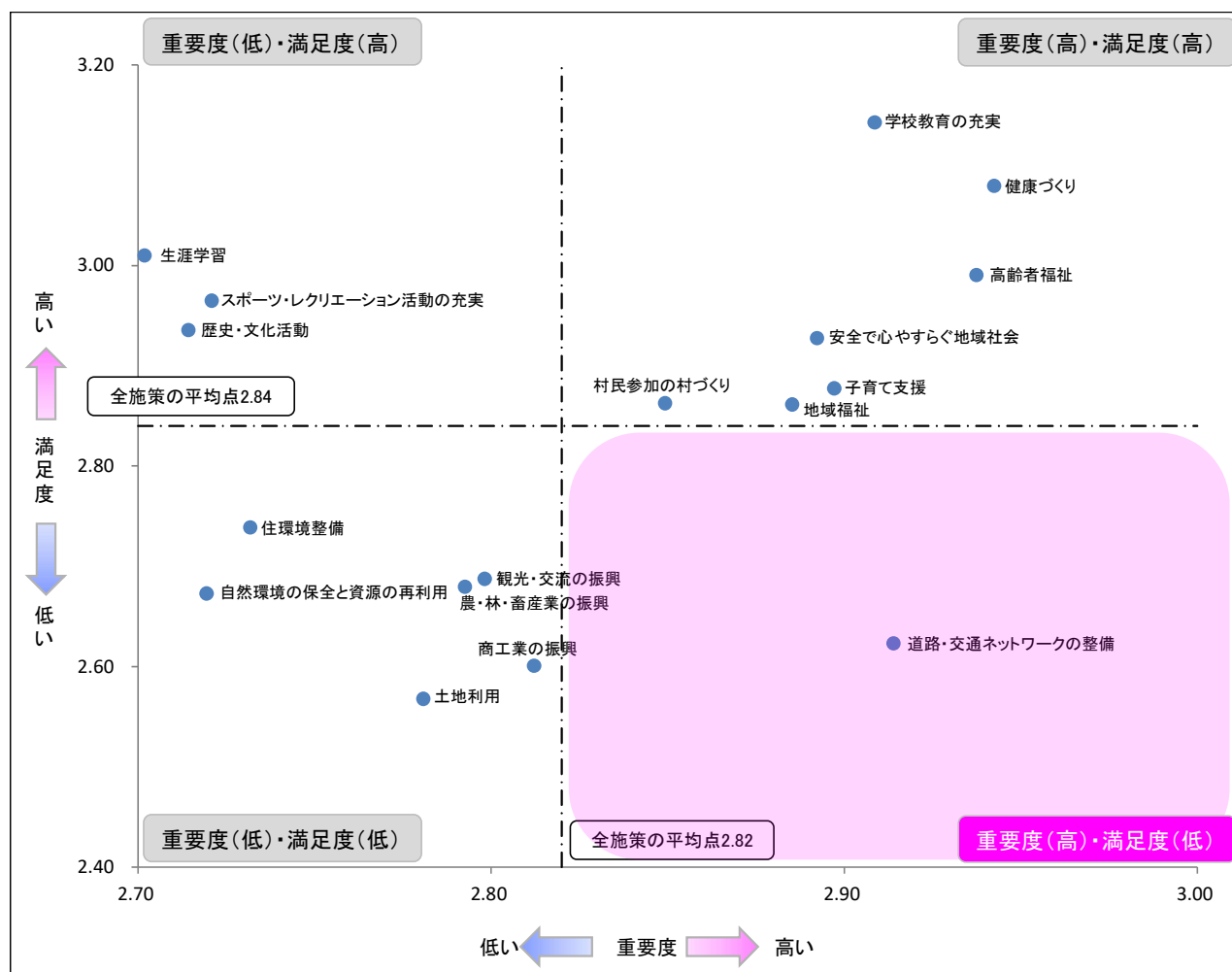
④施策の重要度・満足度

ア. 重要度が高い施策：「健康」、「高齢者福祉」、「道路・交通」、「学校教育」、「子育て」

- ・健康づくり (2.94 点) : 「重要である」が 20・30・60・70 歳代で 90%超
- ・高齢者福祉 (2.94 点) : 「重要である」が 20・30・60 歳代で 90%超
- ・道路・交通ネットワークの整備 (2.91 点) : 「重要である」が 20・30・50 歳代で 90%超
- ・学校教育の充実 (2.91 点) : 「重要である」が 20・30 歳代で 90%超
- ・子育て支援 (2.90 点) : 「重要である」が 20・30 歳代で 90%超

イ. 満足度が低い施策：「土地利用」、「商工業」、「道路・交通」、「自然環境」、「農林畜産業」

- ・土地利用 (2.57 点) : 比較的年齢が高い年代で「満足度」が低い
- ・商工業の振興 (2.60 点) : 30・40・60 歳代で「満足度」がやや低い
- ・道路・交通ネットワークの整備 (2.62 点) : 各年代とも「満足度」は低い
- ・自然環境の保全と資源の再利用 (2.67 点) : 比較的年齢が高い年代で「満足度」がやや低い
- ・農・林・畜産業の振興 (2.68 点) : 30 歳代・70 歳代で「満足度」がやや低い



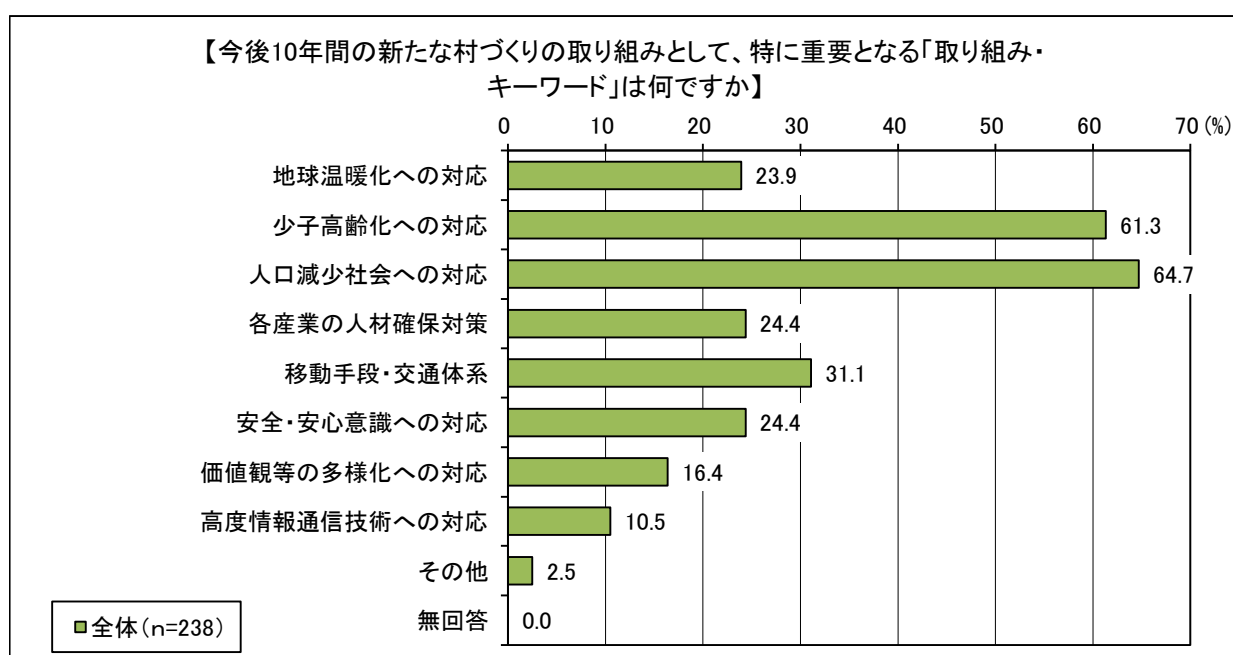
◇取り組みに対する重要度・満足度（平均点/順位）

第四次 振興計画	設 問	主な取組	重要度		満足度		不満な理由
			平均点	順位	平均点	順位	
第1章 やすらぎと 快適な暮らし	問6. 自然環境の保全と資源の再利用	風力発電、太陽光発電等	2.72	15	2.67	14	・除染・放射能汚染対策が不十分(44.4%) ・自然環境の保全が不十分(27.8%)
	問7. 安全で心やすらぐ地域社会	災害時の速やかな情報伝達のための防災無線更新等	2.89	6	2.93	7	・災害に強い村づくりの取り組みが不十分(34.1%) ・危機管理意識対策が不十分(31.7%)
	問8. 土地利用	中心拠点整備事業等	2.78	12	2.57	17	・農地の再生が不十分(34.1%) ・森林等の再生が不十分(22.0%) ・特定復興再生拠点区域(野行地区)の取り組みが不十分(18.7%)
	問9. 住環境整備	村営住宅・地域活性化住宅の整備等	2.73	13	2.74	11	・集落再建が不十分(50.0%) ・公営住宅整備が不十分(18.8%) ・水の有効活用と水資源の開発が不十分(14.1%)
第2章 健康で安心 できる暮らし	問 10. 地域福祉	基幹相談支援センター設置による障がい者支援等	2.89	7	2.86	10	・地域コミュニティ・支え合いづくりが不十分(36.7%) ・相談・支援体制が不十分(28.6%)
	問 11. 子育て支援	預かり保育事業、みらい子ども助成事業等	2.90	5	2.88	8	・少子化対策の推進が不十分(55.6%) ・保育サービスが不十分、保健医療サービスが不十分(ともに 14.8%)
	問 12. 高齢者福祉	いきいき交流事業、地域交流サロン、介護予防事業等	2.94	2	2.99	4	・高齢者が社会参加する活動の場が少ない(30.6%) ・介護予防対策が不十分(27.8%)
	問 13. 健康づくり	総合健診、各種がん検診、健康づくり推進事業等	2.94	1	3.08	2	・地域医療体制の拡充が不十分(62.8%) ・健康づくりの推進が不十分(25.6%)
第3章 活力ある 豊かな暮らし	問 14. 農・林・畜産業の振興	「農業再生アクションプラン」による農業等の再生等	2.79	11	2.68	13	・担い手の育成支援が不十分(35.6%) ・農地復旧、農・林・畜産業基盤の整備が不十分(28.8%)
	問 15. 商工業の振興	商工業者支援事業、産業団地事業、企業誘致事業等	2.81	9	2.60	16	・地域の特性を活かした産業の創出が不十分(30.8%) ・雇用の確保が不十分(24.4%) ・地元商工業への支援が不十分(21.8%) ・企業誘致が不十分(16.7%)
	問 16. 観光・交流の振興	感謝祭等イベント事業、復興交流館事業等	2.80	10	2.69	12	・豊かな自然などの地域資源の活用が不十分(32.0%) ・観光・交流を推進する体制づくりが不十分(28.0%)
	問 17. 道路・交通ネットワークの整備	村道の修繕事業、交通支援事業等	2.91	3	2.62	15	・基幹道路の整備が不十分(36.5%) ・路線バス等公共交通が不十分(24.7%) ・村内の主要な道路の整備が不十分(20.0%)
第4章 学びと文化に ふれあう暮らし	問 18. 生涯学習	寿学級、女性学級事業等	2.70	17	3.01	3	・学習や活動機会が少ない、情報提供が不十分(ともに 25.8%) ・指導者が少ない(22.6%)
	問 19. 学校教育の充実	就学費支援(教材費・給食費)等	2.91	4	3.14	1	・心身の健康増進と心の教育が不十分(27.3%) ・教育力向上の取り組みが不十分(18.2%) ・いじめや不登校対策が不十分(13.6%)
	問 20. スポーツ・レクリエーション活動の充実	村民運動会や各種スポーツ大会等	2.72	14	2.97	5	・スポーツ・レクリエーション施設が不十分(31.4%) ・生涯・競技スポーツの推進が不十分(25.7%) ・スポーツニーズの把握及び情報発信が不十分(22.9%)
	問 21 歴史・文化活動	葛尾大尽屋敷跡公園整備等	2.71	16	2.94	6	・歴史や文化財に対する意識の高揚が不十分(29.3%) ・文化財の保存体制が不十分(26.8%) ・郷土芸能や文化の伝承が不十分(22.0%)
第5章 みんなで考え行動する暮らし	問 22. 村民参加の村づくり	行政区活動事業、ひろがるわ事業等	2.85	8	2.86	9	・地域のコミュニティ活動への支援が不十分(31.6%) ・行政情報の発信が不十分(26.3%) ・住民の参加する場が不十分(21.1%)
第6章 魅力ある 便利な暮らし	情報通信基盤の整備		-	-	-	-	-

⑤今後の村づくりの方向性：「人口減少社会」、「少子高齢化」等、20歳代は「高度情報通信技術」

- ・人口減少社会への対応（64.7%）
- ・少子高齢化への対応（61.3%）
- ・移動手段・交通体系（31.1%）
- ・各産業の人材確保対策（24.4%）
- ・安全・安心意識への対応（24.4%）
- ・地球温暖化への対応（23.9%）

年代	第1位	第2位	第3位
20歳代	少子高齢化 84.6%	高度情報通信技術 53.8%	移動手段・交通手段 46.2%
30歳代	少子高齢化 73.9%	人口減少社会 69.6%	移動手段・交通手段 39.1%
40歳代	人口減少社会 72.0%	少子高齢化 44.0%	各産業の人材確保 28.0%
50歳代	人口減少社会 62.5%	少子高齢化 58.3%	各産業の人材確保 41.7%
60歳代	人口減少社会 77.6%	少子高齢化 65.3%	各産業の人材確保 32.7%
70歳代	人口減少社会 66.7%	少子高齢化 61.9%	移動手段・交通手段 45.2%
80歳以上	少子高齢化 57.1%	人口減少社会 57.1%	地球温暖化 32.1%



◇第2編 基本構想



◇咲き誇るクリムゾンクローバー（ストロベリーキャンドル）

第1章 策定にあたっての視点

（１）東日本大震災からの復興：人口・産業等の復興（長期的な視点も）

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から11年が経過しましたが、令和4年10月現在の帰村住民は332人、避難指示解除後の転入は156人であり、避難者は826人と多数を占めています。

野行地区は帰還困難区域に指定されておりましたが、令和4年（2022年）6月に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されました。

住民の帰還や産業の復興など、東日本大震災からの復興は最大の課題であり、早期実現に向けて引き続き取り組むとともに、早期に解決が困難な課題に対しては長期的に確実に取り組んでいきます。

（２）安全・安心なまちづくり：災害時避難・新たな生活様式等への対応

東日本大震災等により、安全・安心の大切さを身に染みて感じています。しかし、豪雨や台風など毎年のように発生する大規模な自然災害や、新型コロナウイルス感染症の流行など、安全・安心に対する信頼が揺らいでいます。

本村においては震災復興により都市基盤等ハード面の整備が進められてきました。今後はハード面の整備とともに、災害時等における高齢者等の避難や新しい生活様式の推進などソフト面の対応を図り、すべての村民が安心してより安全に暮らすことができる「安心・安全なまちづくり」に取り組んでいきます。

（３）少子高齢化・人口減少社会：帰村＋移住・定住

我が国では少子高齢化が急速に進行しており、令和7（2025）年には団塊の世代すべてが75歳以上に、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、今後も益々高齢化が進行すると見込まれています。

本村の住民基本台帳人口は年々減少して令和4年には1,350人を下回り、65歳以上の高齢化率は40.1%と年々上昇しています。

生活基盤整備等により今後とも帰村者の増大を図るとともに、二地域居住や移住・定住の促進により、人が住み活動する、活力あるむらづくりに取り組んでいきます。

（４）地域共生社会の実現：新たなコミュニティ・助け合い・支え合い

少子高齢化や人口減少が進行し、核家族や単身高齢者世帯が増加する中、地域住民のつながりの希薄化が進み、住民のニーズや地域が抱える課題が多様化・複雑化しています。

本村においても震災による全村避難により村民が離れ離れとなり、また、現時点における帰村者は一部にとどまることから、従来のコミュニティの維持は難しい状況が続いています。

帰村者を中心に避難者との交流や、新たな移住・定住者との新たなコミュニティの形成を図るなど、助け合い・支え合いのある「地域共生社会の実現」に取り組みます。

（５）地域文化の醸成：自然環境・伝統文化→人づくり・絆づくり／交流拡大

本村には豊かな自然、おだやかな里山風景が広がり、こころ豊かな暮らしがあり、「少人数ならではの魅力ある教育」として、特徴的な本村独自の取組を行ってきました。また、葛尾大尽屋敷跡公園では「能」が160年ぶりに復活し、小中学校教育でも伝統文化を学ぶ活動も行ってきました。

自然や歴史を背景とする地域文化の復興・醸成は、次代を担う人づくりや離れた場所にいる村民との絆づくりにつながり、さらには交流拡大にも寄与するものであり、一層の振興に取り組みます。

（６）次代を見据えた社会基盤の構築：豊かさ実感・利便性向上

経済活動の拡大等によるエネルギー需要の増大などにより、地球温暖化など地球的規模の環境問題が生じており、省資源・省エネルギー型社会に変えていくことが求められており、本村においても「エコ・コンパクトビレッジ」の実現に向けて、「スマートコミュニティ事業」に取り組んでいます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策から、リモートワークやキャッシュレス社会等が急速に普及してきました。制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、デジタル・トランスフォーメーションが求められており、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（2020年12月25日閣議決定）において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。このような情報通信技術の進展を背景とする社会基盤の整備を促進することにより、村内での生活の豊かさと利便性の向上に取り組みます。

（７）地球温暖化

20世紀半ば以降に見られる地球温暖化の原因は、人間活動による温室効果ガスの増加である可能性が極めて高いと考えられており、地球温暖化に伴う異常気象（集中豪雨・突風・竜巻等）による自然災害の多発等が課題となっています。温室効果ガスの削減に向けた低炭素型社会の形成や資源・エネルギーの循環型社会の形成等に取り組みます。

（８）持続可能な開発目標（SDGs）の推進に向けて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを基本理念として掲げています。

本計画の策定にあたっては、各種施策はSDGsの理念を踏まえたものとし、施策の展開を通じてSDGsの達成に貢献するとともに、村民の暮らしの維持・向上を図ります。



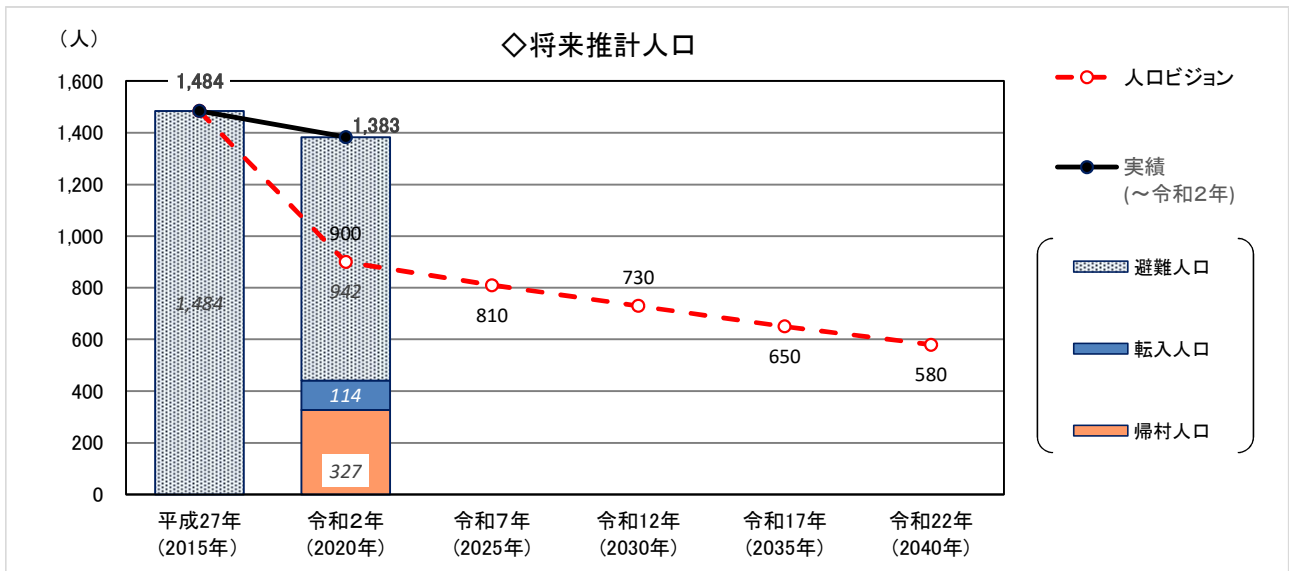
第2章 むらづくりの基本方向

1 将来推計人口

本村では平成28年3月に策定した「葛尾村人口ビジョン」において、令和2年の人口を「村内人口」（350人）と「二地域居住人口」（550人）とを合わせて900人と推計し、令和12年には730人、令和22年には580人と推計しています。

ところで、令和2年10月現在の人口は1,383人で、その内訳は帰村人口が327人、転入者が114人で合わせて村内人口は441人。一方、村外避難者は942人と多数を占めています。

村内人口441人は、「葛尾村人口ビジョン」の「村内人口」350人は上回っていますが、「二地域居住人口」分の550人は、避難者（942人）の約58%となっており、引き続き帰還促進に向け、取り組んでいく必要があります。



◇特定復興再生拠点区域の避難指示解除

2 基本理念及び将来像

◇基本理念：みんな主役 みんな笑顔 みんな家族

◇将来像：自然 人 温もりをむすぶ 結いのむら かつらお
(キャッチフレーズ)

- ・みんな＝人だけではなく、自然、名所、家畜、農作物等、葛尾村にあるすべてのもの

- ・少子高齢化、長期避難、全国的な人口減少は免れない。小さな村で、少ない人数だからこそ実現できることを目指します。

- ・村内外に住む人、移住する人・滞在する人、すべての人を一番（大切）に考え、すべての人が輝き、家族のように深い絆でつながることができる村を目指します。



◇かつらお感謝祭



◇全国和牛能力共進会

3 基本目標

【基本目標 1 自然と共生するむら】

本村は阿武隈高地に位置する里山の自然豊かな村です。東京電力福島第一原子力発電所事故により荒廃した自然を取り戻し、地球環境温暖化への対策等も含めて新たに自然と共生する村を目指します。

【基本目標 2 支え合い・助け合うむら】

人口約 1,600 人の小さな村が東京電力福島第一原子力発電所事故による長期避難でさらに少なくなっています。元来、結びつきの強い村でしたが、より一層住民同士の支え合い、移住者との支え合い、助け合いを大切にしていきます。

【基本目標 3 交流をもとに活力あふれる持続可能なむら】

長期避難から村内への帰還者はまだ少なく、さまざまな活動を継続していくことは難しい状況が予想されます。本村に関わる人々（関係人口）を増やすことで、交流人口ひいては移住・定住人口の増大を図り、SDGs の各種目標も見据え、活力の増進と持続可能な村を目指します。

【基本目標 4 新技術による利便性・快適性の高いむら】

国が提唱する新たな社会「Society5.0」では、人工知能（AI）の活用等新たな技術により少子高齢化や地方の過疎化、貧富の格差などの課題の克服が期待されています。リモートワークやキャッシュレス社会、次世代モビリティ等社会基盤の整備を促進することにより、利便性・快適性の高い村を目指します。

【基本目標 5 緊急事態に迅速に対応する安心・安全なむら】

大規模な自然災害が頻発し、感染症の拡大が懸念される現代社会において、これまでの経験を踏まえ、ハード・ソフトの両面において迅速に対応できる安心・安全な村を目指します。

4 計画の構成（分野別計画）

【基本計画】

【施策・事業の基本的な考え】

◇震災復興

1 東日本大震災からの復興

- ・空間放射線量や農林畜産物のモニタリングなどにより放射能に対する安全性を確保するとともに、風評払拭に向け広報活動の充実を図ります。
- ・帰還困難区域における帰還及び土地利用等の促進を図ります。

◇住まい・コミュニティ

2 豊かな自然を大切に する暮らし

- ・豊かな緑地・水辺環境や生態系など本村の豊かな「自然環境」の保全を図るとともに、適正・計画的な「土地利用」による定住・産業振興等に努めます。

3 緑に包まれ共生する暮らし

- ・良好な住宅・宅地環境の形成や、良質で安定的な水源の確保、合併浄化槽設置など「住環境の整備」を推進します。
- ・帰村者・避難者・移住者など新たな「コミュニティ・きずな」の形成に努めます。
- ・暖かく受け入れ、安心して働ける住環境及び創業・起業を含めた就労環境を拡充し、「移住・定住」の促進に努めます。

4 生活基盤が整った快適な暮らし

- ・広域・村内の「道路・交通」体系の拡充を図り、利便性の向上に努めます。
- ・「情報通信」技術（ICT）の拡充・活用により、日常生活から教育や産業、医療・福祉などさまざまな分野で村民生活・サービスの向上に努めます。
- ・「再生可能エネルギー」の拡充を図り、スマートコミュニティの実現に努めます。

◇安全・安心

5 健康で支え合う安心な暮らし

- ・生活習慣病対策など「健康」寿命の延伸と「医療」体制の拡充に努めます。
- ・帰村者も移住者も誰もがともに支え合う「地域福祉」を推進します。
- ・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援や子どもの地域とのふれあい等を通して、「子ども」を産み育て、心身の健やかな成長を支援します。
- ・住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、「高齢者」の生きがいづくりや介護予防等地域包括ケアシステムの拡充に努めます。
- ・障がいを理解し「障がい者」が参加し能力を発揮できるよう支援に努めます。
- ・「人権」や「男女共同」、「貧困」、「多様性」などお互いを尊重し認めあい、誰もが安心して住み続けられる地域づくりに努めます。

6 村民の助け合いによる安全な暮らし

- ・自主防災組織の育成や要支援者の避難体制の確保など地域や家庭単位での「防災」対策の促進に努めます。
- ・関係機関・団体と連携し「防犯」体制の整備に取り組み、事故や事件のない地域づくりに努めます。

◇産業振興・活力

7 活力ある豊かな暮らし

- ・営農再開支援や担い手育成、経営強化・規模拡大、多様な機能に応じた森林整備など「農林畜産業」の復興に努めます。
- ・商工会等との連携により経営改善・人材育成等を図り「商工業」振興に努めます。
- ・自然や農林畜産業等を活かした「観光・交流」の振興を図ります。
- ・地場産品を活用した特産品の開発・販売、再生可能エネルギーやICTを活用した企業誘致など「産業振興」及び「雇用創出」に努めます。

8 学びと文化にふれあう暮らし

- ・誰もがいつでも主体的に学べる「生涯学習」環境の形成に努めます。
- ・ICT教育や地域との連携による特色ある「学校教育」を推進します。
- ・すべての村民が気軽に「スポーツ・レクリエーション」に親しめる環境整備に努め、健康・生きがいがいづくりと交流の振興を図ります。
- ・地域の「歴史・文化」を保存・伝承し、地域を大切にする心の育成に努めます。

◇行財政

9 みんなで考え行動する暮らし

- ・主体的な「村民参加」による協働のむらづくりを推進します。
- ・村民の声を聞き村民の生活向上のため「村民に寄り添う行政」に努めます。
- ・住民ニーズや施策、事業の評価・見直しによる改善を図るとともに、中長期的な視点のもと「持続可能な健全財政」に努めます。



5 施策の大綱

【基本理念】

みんな主役
みんな笑顔
みんな家族

【将来像】

自然 人 温もりをむすぶ
結いのむら かつらお

【基本目標】

- 1 自然と共生するむら
- 2 支え合い・助け合うむら
- 3 交流をもとに活力あふれる持続可能なむら
- 4 新技術による利便性・快適性の高いむら
- 5 緊急事態に迅速に対応する安心・安全なむら

【基本計画（分野別計画）】

第1章 東日本 大震災からの 復興

- 1 住民帰還の促進
- 2 風評の払拭
- 3 帰還困難区域の解消

第2章 豊かな自然を大切にする暮らし

- 1 地球温暖化対策の推進
- 2 自然環境の保護・再生
- 3 計画的な土地利用の推進

第3章 緑に包まれ共生する暮らし

- 1 生活環境の保全
- 2 移住・定住の促進
- 3 地域コミュニティ・きずなの形成

第4章 生活基盤が整った快適な暮らし

- 1 道路・交通体系の整備充実
- 2 デジタル変革（DX）の推進

第5章 健康で支え合う安心な暮らし

- 1 安心できる保健・医療体制の拡充
- 2 みんなで支え合う地域福祉のむらづくり（地域福祉・子育て支援・高齢者福祉・障がい者福祉）
- 3 誰もがいきいきと暮らせるむらづくり

第6章 村民の助け合いによる安全な暮らし

- 1 災害に強いむらづくり
- 2 防犯対策の推進
- 3 交通安全対策の推進

第7章 活力ある豊かな暮らし

- 1 農林畜産業の振興
- 2 地域の商工業の振興
- 3 観光・交流の振興
- 4 新たな産業の振興と雇用の創出

第8章 学びと文化にふれあう暮らし

- 1 学校教育の充実
- 2 生涯学習環境の充実
- 3 スポーツ・レクリエーションの振興
- 4 歴史・文化の保存・伝承

第9章 みんなで考え行動する暮らし

- 1 村民参加による協働のむらづくりの推進
- 2 村民に寄り添う行政
- 3 持続可能な健全財政

◇第3編 基本計画



◇葛尾村中心部

第1章 東日本大震災からの復興

1 住民帰還の促進



◇現状と課題

平成28年6月12日、帰還困難区域（野行地区）を除く居住制限区域と避難指示解除準備区域の避難指示が解除され、村内への帰還が始まりました。当初は順調に帰村者が増え令和元年10月には300人を超えましたが、その後は停滞しており、中長期的な帰還への対応も課題となっています。

一方、野行地区は帰還困難区域に指定されたままとなっていました。平成30年5月11日にその一部を避難指示解除後に人が住める「特定復興再生拠点区域」に認定されたことを受け、除染や施設等の整備を進め、令和4年6月12日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されました。

特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域においては、国からは帰還希望者が2020年代に帰村できるよう対応する方針が示されており、住民意向を確認しつつ帰村できる環境の整備へと、国等と調整していく必要があります。



◇野行地区宿泊交流館 外観・内装

◇基本方針・基本指標

帰還困難区域における帰還及び土地利用等の促進を図ります。

指標名	現況値（R3）	目標値（R8）
特定復興再生拠点区域における実証栽培面積	0.05ha	12.0ha
保健師による訪問等支援（延件数／年）	1,033件 (R2)	1,000件

◇施策の体系

住民帰還の促進	施策1	除染の推進
	施策2	生活再建支援
	施策3	健康管理

◇施策の内容

施策1	除染の推進
安全安心な農林水産物を生産するため、特定復興再生拠点区域での水稻・飼料作物の試験栽培を実施するとともに、森林や農地における除染やALPS処理水への対応、中間貯蔵施設の県外最終処分などが適切に実施されるよう国に働きかけます。 【主な取組】 ・水稻・飼料作物の実証栽培（特定復興再生拠点区域） ・フォローアップ、未除染区域の除染要望 など	
施策2	生活再建支援
避難者が村内での生活を再建するにあたり、生活用水（井戸）等生活環境の整備やコミュニティの再生に対して支援を行うとともに、農業等の再開に対する支援を行います。 【主な取組】 ・生活環境の整備 ・復興支援員の設置 ・農業用施設復旧・整備事業 など	
施策3	健康管理
放射能に関する情報の提供など正しい知識の習得・普及に努めるとともに、線量計の配布や線量情報の共有、保健師による健康相談など、村民の不安をやわらげ健康を管理する取組を支援します。 【主な取組】 ・放射能に関する情報の提供 ・村民の健康管理支援 など	

2 風評の払拭

◇現状と課題



東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能被害は年々減少していますが、処理水の処分など廃炉に向けた取組が進められる中で、新たな風評の発生が懸念されています。

国に対して風評抑制や安全確保に向けた取組を求めるとともに、正しい情報の発信など風評の払拭に向けた取組を進めていきます。

◇基本方針・基本指標

空間放射線量や農林畜産物のモニタリングなどにより放射能に対する安全性を確保するとともに、風評払拭に向け広報活動の充実を図ります。

指標名	現況値 (R3)	目標値 (R8)
放射能検査室における測定件数	1,200 件	1,300 件
語り部人数	0人	2人

◇施策の体系

風評の払拭	施策1	モニタリングの継続実施
	施策2	災害記録の整備と情報の発信

◇施策の内容

施策1	モニタリングの継続実施
特定復興再生拠点区域を含めた家屋・空間放射線量等のモニタリングの拡充・継続実施と食品・土壌等の検査・広報の継続により、村内環境及び農作物等の安全・安心を確保します。	
【主な取組】	
・福島県によるモニタリングの継続要望 ・放射能検査室の継続 など	
施策2	災害記録の整備と情報の発信
東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の体験や教訓、復興のあゆみなどを記録し次代に語り継ぐとともに、正しい情報の発信により風評の払拭に努めます。	
【主な取組】	
・東日本大震災の記録の保存・活用 ・語り部育成 など	

3 帰還困難区域の解消



◇現状と課題

特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域については、国から希望者が2020年代に帰村できるよう方針が示されており、住民意向を確認しつつ帰村できる環境の整備へ向けて、国等と調整していきます。

◇施策の体系

帰還困難区域の解消	施策1	住民意向調査の実施
-----------	-----	-----------

◇施策の内容

施策1	住民意向調査の実施
特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域について、安全に帰村できるよう住民意向調査を実施し、住民の意向に沿った環境を整備するよう国等と調整します。	
【主な取組】	
・住民意向調査の実施 など	

第2章 豊かな自然を大切にする暮らし

1 地球温暖化対策の推進

◇現状と課題

近年、集中豪雨や猛暑など自然災害や異常気象が世界的規模で頻発しています。その大きな要因の一つとして地球温暖化問題があげられており、国では温室効果ガスの排出削減目標を「2030年度に13年度比46%削減」を目標に掲げるなど、その対策が重要な課題となっています。

本村は豊かな自然環境や多様な生態系を有しており、この豊かな自然を大切に暮らしていくために、村民や事業者、行政など村に関わるすべての人々が協力して温暖化対策・カーボンニュートラルに取り組む必要があります。



◇基本方針・基本指標

「2050年までの脱炭素社会の実現」に向けて、太陽光発電等再生可能エネルギーの導入促進を図るなど、地球温暖化対策の推進に努めます。

指標名	現況値(R3)	目標値(R8)
広報誌による普及啓発	0回	1回
再生可能エネルギー導入への補助	5件	10件

◇施策の体系

地球温暖化対策の推進	施策1	意識の啓発
	施策2	緑化の推進
	施策3	再生可能エネルギーの導入促進

◇施策の内容

施策1	意識の啓発
村のホームページや広報誌、SNS等を通じて、気温の上昇による健康や農林水産物への影響など、地球温暖化や自然環境保全等に関する意識の啓発、活動の普及に努めます。 【主な取組】 ・ 自然環境への意識向上 ・ 環境・エネルギー関連の新技术の活用 - など	
施策2	緑化の推進
温室効果ガス排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルや、本村の森林の保護・再生等に向けて、緑を守り育てる緑化活動等の推進に努めます。 【主な取組】 ・ 緑の少年団活動支援 ・ 間伐材の活用 - など	
施策3	再生可能エネルギーの導入推進
国・県などの方針に基づき、温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、再生可能エネルギーの利用・導入の拡充を図り、スマートコミュニティの実現に努めます。 【主な取組】 ・ 再生可能エネルギー利用施設等の導入支援 ・ 再生可能エネルギーの導入拡大事業 - など	

2 自然環境の保護・再生

◇現状と課題



東日本大震災の発生以降、村民の帰還とともに、ごみの総排出量は年々増加しており、震災以前と比較すると、リサイクル率が低い状態にあります。

本村の自然環境の保護・再生を推進するために、「葛尾村環境をよくする条例」等を踏まえ、ごみの分別・減量化やリサイクル、環境美化対策などに取り組んでいきます。



◇葛尾村商工会・葛尾村生活研究グループ 花壇管理作業



◇北部衛生センター

◇ごみ処理の推移

単位: 人、t、%

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
計画収集人口	1,573	1,529	1,522	1,511	1,499	1,467	1,463	1,463	1,426	1,410	1,383
ごみ総排出量	157	8	9	0	44	74	60	144	123	151	228
リサイクル率	17.2	12.5	0.0	-	0.0	4.1	3.3	4.9	0.8	4.0	2.6

出典: 一般廃棄物処理実態調査結果

◇基本方針・基本指標

ごみの分別・減量化やリサイクル、環境美化対策などにより、緑地や水辺、生態系など本村の豊かな自然環境の保全を図ります。

指標名	現況値 (R3)	目標値 (R8)
ゴミと資源の分け方チラシの配布	1 回	1 回
水質測定件数	14 件	14 件

◇施策の体系

自然環境の保護・再生	施策 1	ごみ減量とリサイクルの推進
	施策 2	環境美化対策の推進

◇施策の内容

施策 1	ごみ減量とリサイクルの推進
生ごみの資源化や、ごみの適正な分別等の啓発により、ごみの減量を図るとともに、村民と事業者、行政が連携して資源回収・再利用などリサイクルを推進します。 【主な取組】 ・ ゴミの資源化・減量化 ・ ごみ減量及びリサイクルに関する情報発信 など	
施策 2	環境美化対策の推進
地域住民や事業所、団体等の環境美化活動を推進するとともに、ごみの不法投棄防止や有害物質等の適正処理に対する監視を行うなど環境美化対策の推進に努めます。 【主な取組】 ・ 環境美化活動の推進 ・ 水質汚濁対策の推進 など	

3 計画的な土地利用の推進

◇現状と課題

本村は「山林」が大部分を占め、「宅地」や「田」「畑」は主として葛尾川や野川川沿いの低地に広がる村です。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い土地利用が規制されてきましたが、平成 28 年の帰還困難区域を除く避難指示の解除を受けて、「宅地」の利用や「農地」の再生等が



徐々に進められてきました。今後も帰還等を進め、復興に取り組んでいく中で、自然環境の保全とともに適正な土地利用を推進していく必要があります。

◇土地利用の推移

区分	H17年		H22年		H27年		R3年	
	面積(k㎡)	構成比(%)	面積(k㎡)	構成比(%)	面積(k㎡)	構成比(%)	面積(k㎡)	構成比(%)
田	1.78	2.1	2.67	3.2	2.67	3.2	2.33	2.7
畑	5.25	6.2	2.85	3.4	2.85	3.4	2.58	3.0
宅地	0.47	0.6	0.61	0.7	0.61	0.7	0.48	0.6
鉱泉地	—	—	—	—	—	—	—	—
池沼	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0
山林	68.40	81.2	71.61	85.0	71.61	84.9	※ 16.43	19.1
牧場	2.58	3.1	1.43	1.7	1.43	1.7	6.81	7.9
原野	4.20	5.0	2.48	2.9	2.48	2.9	2.22	2.6
雑種地	0.18	0.2	0.52	0.6	0.52	0.6	0.43	0.5
その他	1.37	1.6	2.06	2.4	2.20	2.6	※ 54.67	63.6
合計	84.23	100.0	84.23	100.0	84.37	100.0	85.95	100.0

※国有林を「山林」から「その他」に変更した

出典：福島統計年鑑（令和3年は市町村財政年報 1月1日現在）

◇基本方針・基本指標

自然環境との調和を図りながら、適正・計画的な土地利用による定住・産業等の振興に努めます。

指 標 名	現 況 値 (R3)	目 標 値 (R8)
「宅地」の構成比	0.6%	1.0%
開発許可申請件数（累計）	0件	1件

◇施策の体系

計画的な土地利用 の推進	施策1	計画的な土地利用の推進
	施策2	自然的土地利用の推進

◇施策の内容

施策1	計画的な土地利用の推進
本村の豊かな自然環境の保護・育成を図るため、国土利用計画の見直し・遵守など、保全すべき対象を明確化して無秩序な開発を抑制する計画的な土地利用の推進に努めます。 【主な取組】 ・「葛尾村国土利用計画」の適正な運用 など	
施策2	自然的土地利用の推進
自然環境の保護の重要性等について広報・啓発を図りながら、農林業やレクリエーションなど豊かな自然と調和のとれた自然的土地利用の推進に努めます。 【主な取組】 ・農用地区域の保全と適正管理 など	

第3章 緑に包まれ共生する暮らし

1 生活環境の保全

◇現状と課題



周囲を自然に包まれた本村においては、自然と調和した快適な暮らしの形成や安全で衛生的な生活環境の形成は、自然環境の維持・保全にとって重要な取組となっています。

平成30年には復興交流館「あぜりあ」を整備し、施設の周辺は村民が安心してくつろげる憩いの空間として村民に利用されています。

本村の水道は、村中心部には簡易水道が整備されていますが、主に沢水や井戸水などを利用しており、安全な水の安定的な供給に向けて地下水等の水資源の状況を調査し、適切な供給体制の整備を図ることが必要です。

下水は、合併処理浄化槽による整備を進めており、引き続き合併処理浄化槽の普及に努め、河川の水質汚濁や水辺環境の悪化をおさえることが必要です。



◇基本方針・基本指標

良好な住宅・宅地環境の形成や良質で安定的な水源の確保、合併浄化槽設置など生活環境の整備を推進します。

指標名	現況値(R3)	目標値(R8)
新たな宅地等整備 (敷地面積・延べ面積)	—	2,000 m ²
合併浄化槽普及率	69%	95%

◇施策の体系

生活環境の保全	施策1	良好な居住環境の形成
	施策2	水道の整備
	施策3	合併浄化槽の整備
	施策4	水の有効活用と水資源の開発

◇施策の内容

施策 1	良好な居住環境の形成
本村の自然を活かした憩いの空間（公園・緑地等）の整備など、良好な居住環境の整備に努めます。 【主な取組】 ・自然を活かした憩いの空間の整備 ・宅地の計画的な開発 など	
施策 2	水道の整備
安心して良質な水道水を供給できるよう、地下水等水源の調査・確保及び施設等の整備に努めます。 【主な取組】 ・良質な水源の確保 など	
施策 3	合併浄化槽の整備
本村の自然及び水環境を守るために、各家庭等の生活排水は合併処理浄化槽による排水処理を推進します。 【主な取組】 ・合併浄化槽設置の推進 ・し尿処理収集体制の充実 など	
施策 4	水の有効活用と水資源の開発
雨水を貯え土砂流出を防ぎ、水質を浄化するといった森林の持つ水源涵養等の働きを再認識し、水資源の確保・開発及び水の有効利用を図ります。 【主な取組】 ・水の有効活用 ・水資源の開発 など	

2 移住・定住の促進

◇現状と課題



東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故によって全村民が村外に避難し、平成 28 年度の帰還困難区域を除く避難指示の解除により帰村が開始されましたが、令和 4 年 10 月時点の村民人口は 1,314 人で、避難者が 826 人（県内 778 人、県外 48 人）、帰村者が 332 人、震災後の転入者が 156 人であり、避難者が全村民の約 63%と多数を占めています。

帰村者の停滞、総人口の減少により、地域の担い手が不足し、コミュニティや産業、土地利用などさまざまな分野に影響を及ぼすことが予想されます。

避難者の帰村を促進するとともに、本村と関わりのある人々との関係性を深め、関係人口の創出、交流人口の拡大、移住及び定住へとつなげていくことが必要です。また、移住定住支援センターや移住支援金などの「移住・定住推進体制」の整備、及び住まいを始めとする「移住・定住環境」の整備推進を図る必要があります。

◇基本方針・基本指標

暖かく受け入れ、安心して働ける住環境及び創業・起業を含めた就労環境を拡充し、「移住・定住」の促進に努めます。

指標名	現況値(R3)	目標値(R8)
移住者数 (令和3年度からの延べ人数)	4人	160人
地域活性化住宅の利用世帯数	18世帯	60世帯

◇施策の体系

移住・定住の促進	施策1	移住・定住推進体制の整備
	施策2	移住・定住環境の整備

◇施策の内容

施策1	移住・定住推進体制の整備
本村の人々と多様な関わりを持つ「関係人口」の増大を図り「移住・定住」につなげていくため、相談のワンストップ化や情報の発信を行う推進体制を確立するとともに、関係人口拡大に向けた事業の展開を図ります。 【主な取組】 ・移住定住支援センターの設置・運営 ・復興移住支援金支給事業 - など	
施策2	移住・定住環境の整備
移住・定住の基盤となる住まいの確保に向け、居住環境の整備と支援の拡充に努め、移住・定住の促進を図ります。 【主な取組】 ・空き家・空き地バンク事業 ・移住生活体験住宅の設置・運営 ・地域活性化住宅の整備 - など	

3 地域コミュニティ・きずなの形成

◇現状と課題

全村避難以降、村内で暮らす村民はまだ少なく、多くの方が村外での避難生活を続けています。一日も早い帰村ができるようさまざまな環境整備とともに、村を離れている方々とのコミュニティ・きずなの形成は、これまで以上に大切となっています。

新しい生活様式のもと、これまで以上に交流等活動を確保し、地域コミュニティ・きずなの形成に取り組むことが必要です。



◇基本方針・基本指標

帰村者と避難者、さらには移住者を含めた、新たなコミュニティ・きずなの形成に努めます。

指標名	現況値(R3)	目標値(R8)
若者企画運営事業実施回数	—	6回
ひろがるわ絆づくり交付金・交付件数	10件	10件

◇施策の体系

地域コミュニティ・きずなの形成	施策1	地域情報の発信
	施策2	地域コミュニティの維持・形成
	施策3	広域避難者とのきずなの維持

◇施策の内容

施策1	地域情報の発信
復興を対外的にアピールするとともに、村外避難者とのコミュニティ・きずなを維持するため、イメージキャラクターの活用を図りながら、さまざまな媒体を用いて村内情報の定期的な発信に努めます。 【主な取組】 ・イメージキャラクター活用事業 など	
施策2	地域コミュニティの維持・形成
村民アプリの活用促進、若者による事業の企画運営、一時居住用施設の利用促進などにより、避難先を含めた村内外での活動により地域コミュニティの維持・形成を促進します。 【主な取組】 ・コミュニティ活動支援（村民アプリ活用等） ・一時居住者用施設の開設 など	
施策3	広域避難者とのきずなの維持
広域避難者に対して、訪問・相談事業により孤立を防ぐとともに、定期的な交流・情報交換の場を確保します。また、交流イベントなどにより、多くの村民が顔を合わせることができる機会を確保し、村民のきずなの維持に努めます。 【主な取組】 ・ひろがるわ絆づくり交付金事業 ・交流イベントの実施 など	

第4章 生活基盤が整った快適な暮らし

1 道路・交通体系の整備充実



◇現状と課題

国道 399 号及び県道浪江三春線、県道落合浪江線が本村の主要な広域道路であり、田村市や三春町、浪江町等に接続するとともに、国道 288 号や磐越自動車道を経由して郡山市やいわき市など広域につながっています。震災による道路の復旧は完了しているものの、山間部のバイパス化等により、さらなる広域連携の強化が期待されます。

村内の公共交通としては路線バス（船引～葛尾線）が運行されています。また、村内を対象とする交通支援バス（無料）も運行されており、路線バスへの乗り継ぎが行われています。



◇交通支援バス

◇基本方針・基本指標

基幹道路の整備を促進するとともに、村内の生活道路等整備及び維持・管理を図り、安全で快適な道路ネットワークの確立に努めます。

また、公共交通としての路線バスの運行を確保するとともに、移動支援について検討します。

指 標 名	現 況 値 (R3)	目 標 値 (R8)
移經由葛尾線の運行本数（平日本数）	5本	5本
デマンド交通延べ利用者数	77人/年	80人/年

◇施策の体系

道路・交通体系の 整備充実	施策 1	基幹道路の整備促進
	施策 2	村道の整備
	施策 3	道路環境の整備
	施策 4	公共交通体系の整備





◇オンラインでの研修開催

◇基本方針・基本指標

情報通信技術（ＩＣＴ）の拡充・活用により、日常生活から教育や産業、医療・福祉などさまざまな分野で村民生活・サービスの向上に努めます。

指標名	現況値（R3）	目標値（R8）
村民アプリ普及率（世帯比）	—	70%
オンライン化事務数	—	27件

◇施策の体系

デジタル変革（DX）の推進	施策1	ＩＣＴ活用による暮らしの充実
	施策2	ＩＣＴ活用による行政運営の効率化等の推進

◇施策の内容

施策1	ＩＣＴ活用による暮らしの充実
村民アプリを活用した情報の双方向発信など、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用により、村民の暮らしの充実を図ります。 【主な取組】 ・村内ネットワーク基盤の整備拡充 ・村民アプリの開発・運営 - など	
施策2	ＩＣＴ活用による行政運営の効率化等の推進
ＩＣＴ活用による手続きのオンライン化、地図情報のデジタル化・一元化・共有化などにより、行政サービスの利便性の向上及び行政運営の効率化を推進します。 【主な取組】 ・主要業務のオンライン化 ・個人情報の保護と情報セキュリティ対策の充実 - など	

第5章 健康で支え合う安心な暮らし

1 安心できる保健・医療体制の拡充

◇現状と課題

東日本大震災以降、近年の本村の健康診査受診率は低い水準で推移しています。日本人の死因の多くは、がんや心臓病、脳卒中などの生活習慣病とされており、生活習慣病の予防と早期発見・治療に健康診査は重要であり、受診率の向上が求められます。

村内の医療体制は、田村医師会等の協力のもと、葛尾村診療所（内科・小児科）が週1回（水曜日の午後）、葛尾歯科診療所は週3日（火・水・木曜日）の診療が行われています。年々高齢化する村民の安心な暮らしのためには、緊急時を含めた医療体制のさらなる拡充が求められます。

さらに、令和2年以降、新型コロナウイルスの感染が拡大しており、感染症対策は喫緊の課題となっています。



◇コロナワクチン接種の様子



◇ゲートキーパー養成講座

◇国民健康保険加入状況

単位：人、世帯、%

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
村											
世帯数	479		471	466	457	452	456	469	475	483	481
人口	1,573		1,522	1,511	1,499	1,477	1,467	1,463	1,426	1,410	1,383
加入世帯数	300	284	278	263	256	247	239	241	228	225	234
被保険者数	653	599	600	566	555	524	478	454	429	422	433
割加											
世帯数	62.6		59.0	56.4	56.0	54.6	52.4	51.4	48.0	46.6	48.6
人口	41.5		39.4	37.5	37.0	35.5	32.6	31.0	30.1	29.9	31.3

注：加入世帯数・被保険者数は各年度末現在

出典：国民健康保険事業年報

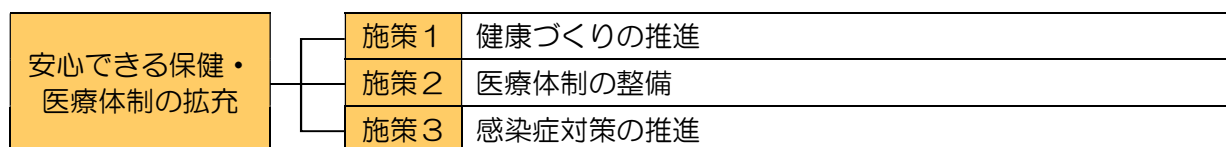
注：世帯数・総人口は住民基本台帳（各年10月1日現在）

◇基本方針・基本指標

生活習慣病対策など健康寿命の延伸に向けて健康診査受診率の向上に取り組むとともに、医療体制の拡充や新型コロナウイルス等感染症対策の拡充を図るなど、保健・医療・福祉の連携により、村民が心身ともに健康で生活できる地域づくりを推進します。

指標名	現況値（R3）	目標値（R8）
総合健康診査受診率	30.9%	40%
緊急時医療機関リスト登録数	1件	1件

◇施策の内容



◇施策の内容

施策 1	健康づくりの推進
村民の健康に対する意識の向上を図るため、健康診査や健康教育・相談、生活習慣病対策、本村の自然を活かした“健幸まちづくり”など健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ります。 【主な取組】 ・ 健幸まちづくりの推進 ・ 健康診査事業の充実 など	
施策 2	医療体制の整備
近隣市町村の医療機関等との連携・協力により、広域的な医療システムの構築及び救急医療体制の充実を図るとともに、保健師・管理栄養士などの保健医療専門職の確保に努めます。 【主な取組】 ・ 安定した医療システムの確立 ・ 保健医療専門職の確保 など	
施策 3	感染症対策の推進
感染症に関する適切な情報の発信に努め、感染症の発生予防に努めるとともに、感染症対策を拡充・強化し、関連機関の協力のもとポストコロナ社会における体制の構築を推進します。 【主な取組】 ・ 感染症予防などの啓発普及 ・ 国・県と連携した新型感染症対策の実施 など	

誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、すべての村民が支え合い、助け合うことができる地域共生社会の推進に努めます。

- 1** 異国をなくそう

- 3** すべての人に健康と福祉を

- 11** 住み続けられるまちづくりを

- 17** パートナーシップで目標を達成しよう

◇現状と課題

ライフスタイルの変化や価値観の多様化、単身世帯や高齢者のみ世帯の増加などを背景に、地域におけるつながりが希薄化していると言われています。

本村では依然として避難者が多いこともあり、地域における住民相互のつながり・絆を再構築し、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域福祉の推進が必要となっています。



◇住み慣れた地域で共生社会の実現を目指して

◇基本方針・基本指標

村民一人ひとりが地域の中で共に支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができる、地域共生社会の実現を目指します。

指 標 名	現 況 値 (R3)	目 標 値 (R8)
登録ボランティア数	6人	10人
I C T活用型安心見守りシステム利用者数	—	20人

◇施策の体系

地域福祉の推進	施策1	地域福祉の啓発と担い手づくり
	施策2	地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備

◇施策の内容

施策1	地域福祉の啓発と担い手づくり
日頃のあいさつ、声かけを始めとして、自治会活動やボランティア活動など地域における福祉活動への意識の醸成を図るとともに、地域福祉活動の担い手となる人材の育成に努めます。 【主な取組】 ・ ボランティア活動の支援及び推進 ・ おもいやり駐車場利用制度 普及啓発 など	
施策2	地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備
地域のさまざまな課題に対して、村民やボランティア、事業者、行政などすべての関係者が自分のこととして捉え、地域を共に創っていく「地域共生型社会」の実現に向けて、相談体制の充実や見守りシステムの構築など支援体制の整備に努めます。 【主な取組】 ・ 地域相談活動の充実 ・ I C T活用型安心見守りシステムの構築 など	

（２）子育て支援の推進



◇現状と課題

本村では平成 30 年度に、「葛尾村子育て世代包括支援センター」を役場内に設置し、妊産婦や家族等からの相談等に応じ、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援に取り組んでいます。

未就学児の預かり及び教育・保育については、平成 21 年に保育所を葛尾幼稚園に統合し、預かり保育や一時預かり事業など教育・保育事業の拡充に取り組んできました。東日本大震災により一時三春町にて開園していましたが、平成 30 年度から葛尾小学校・中学校とともに村内で再開しています。

子どもは村の将来を担う大切な宝であり、安心して子育てができ、健やかに子どもが成長できるよう、子育て支援の充実に取り組んでいくことが求められます。



◇君の椅子プロジェクト

◇基本方針・基本指標

子育て家庭と地域、幼稚園、行政等が連携し、子どもの健全な発達と、安心して子どもを産み育てられる子育て環境の整備を推進します。

指 標 名	現 況 値 (R3)	目 標 値 (R8)
保育時間の延長	—	2 時間
子育てサークル等団体数	—	1 団体

◇施策の体系

子育て支援の推進	施策 1	子育て環境の整備推進
	施策 2	保育サービスの充実
	施策 3	家庭・地域における環境の整備

◇施策の内容

施策1 子育て環境の整備推進

「葛尾村子育て世代包括支援センター」を中心に、妊娠から子育てに渡る切れ目のない相談支援を行うとともに、地域や関係機関等との連携のもと、安心して子どもを産み・育てることができる環境づくりを推進します。

【主な取組】

- ・ 情報提供・相談充実による総合的な少子化対策の推進
- ・ みらい子ども助成金支給事業 など

施策2 保育サービスの充実

安心して子どもを預けることができるよう、保護者の就労形態や生活実態に応じた子育てニーズを把握し、教育・保育サービスの充実に努めます。

【主な取組】

- ・ 一時預かり事業の実施
- ・ 利用者ニーズに応じた保育の充実 など

施策3 家庭・地域における環境の整備

家庭における家族の役割を再認識させるとともに、地域の子ども会活動、子育て応援団の養成、子育て家庭同士の交流、子育てサークルなど地域での支援体制を整備するとともに、出産・子育てにおける男女共同参画など、家庭や職場における子育て環境の整備を促進します。

【主な取組】

- ・ 家庭・地域での支援体制の充実
- ・ 雇用環境の整備 など

(3) 高齢者福祉の推進



◇現状と課題

少子高齢化により本村の高齢化率は40%に近づいており（住民基本台帳による）、要支援・要介護認定者や介護保険サービス利用者は増加を続けています。

しかしながら、村内の介護保険サービス事業所は葛尾村デイサービスセンターが1か所で、十分なサービス提供は困難な状況にあります。

避難先で多く暮す要支援・要介護高齢者を始め、住み慣れた村内で生活することができる環境の整備が求められます。



◇いつまでも元気な生活を目指して

◇高齢者人口の推移（住民基本台帳人口、各年 10 月 1 日現在）

		H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
総人口	(人)	1,579	1,529	1,522	1,511	1,499	1,477	1,467	1,463	1,426	1,410	1,383	1,346	1,314
65歳以上人口	(人)	501	487	491	498	505	524	529	535	530	536	540	542	521
	(%)	31.7	31.9	32.3	33.0	33.7	35.5	36.1	36.6	37.2	38.0	39.0	40.3	39.6

◇基本方針・基本指標

高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、介護保険事業等の適正な利用を図るとともに、要介護状態にならないよう介護予防事業や生活支援サービスの拡充に取り組みます。特に、避難者に対しては、避難先市町村や地域包括支援センターとの連携を密にして、避難先市町村が実施する予防事業等への参加奨励など支援の継続に努めます。

指 標 名	現 況 値 (R3)	目 標 値 (R8)
認知症サポーターの増加数	10 人	10 人
地域連携住民支援連絡会の開催	12 回	12 回

◇施策の体系

高齢者福祉の推進	施策 1	生きがいつくりと社会参加の促進
	施策 2	認知症施策の推進
	施策 3	保健事業と介護予防の一体的実施
	施策 4	介護保険事業の適正運営
	施策 5	地域包括ケア推進体制の拡充

◇施策の内容

施策 1	生きがいつくりと社会参加の促進
高齢者の閉じこもりを防ぎ、生きがいを持って生活できるよう老人クラブの活性化支援や講演会・交流会の開催などの取組を推進します。また、高齢者の持つ知識や経験を活かしたボランティア活動や就労の確保支援に努めます。 【主な取組】 ・老人クラブの活性化 ・シルバー人材の活用 - など	

施策 2	認知症施策の推進
認知症の方の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、認知症サポーター養成講座や認知症カフェなど、認知症の方やその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進します。 【主な取組】 ・認知症サポーター養成講座の実施 ・認知症カフェの実施 - など	

施策3 保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者が可能な限り介護支援を必要としない状態を維持し、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防事業を推進します。また、リスクのある方に対しては、村の保健事業と連携して健康レベルの維持・向上を図ります。

【主な取組】

- ・高齢者の健康づくりの推進
- ・在宅支援サービスの充実 など

施策4 介護保険事業の適正運営

高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、居宅（介護予防）サービス及び地域密着型サービスの充実を検討するとともに、研修会の開催などにより介護サービスの質の向上に努めます。

【主な取組】

- ・在宅介護支援施設整備事業
- ・介護サービスの質の向上 など

施策5 地域包括ケア推進体制の拡充

高齢になっても住み慣れた地域でその人らしい生活が送れるよう、保健・福祉分野や医療・介護保険サービスが連携し、高齢者やその家族を支える地域包括ケア推進体制の拡充に努めます。

【主な取組】

- ・地域包括ケアシステムの構築
- ・生活支援体制づくり支援事業 など

（４）障がい者福祉の推進



◇現状と課題

障害者手帳保持者は110人（令和4年4月1日現在）と、村内の人口に対し障がい者数が多くなっています。障がい者にサービスを提供する事業所が村内には無く、郡山市や田村市、三春町等のデイサービスや施設等に入所・通所するため、避難先の郡山市や田村市等に居住している方が多い状況となっています。

双葉郡8町村からの相談を受け、障がい者（児）の支援や人材育成等を行う「基幹相談支援センターふたば」が平成29年4月に活動を開始しており、村内での支援体制の拡充が求められます。

◇基本方針・基本指標

「基幹相談支援センターふたば」など関係機関の協力のもと、障がいがある人もない人も、共に暮らせる自立と共生のむらづくりを推進します。

指 標 名	現 況 値 (R3)	目 標 値 (R8)
就業継続支援者数	7人	10人
ホームヘルプサービス利用者数	2人	5人

3 誰もがいきいきと暮らせるむらづくり



◇現状と課題

外国人人口は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故や新型コロナウイルス感染拡大の影響により一時的に減少していますが、全国的には増加基調にあります。また、新型コロナウイルスは経済活動にも大きな影響が生じており、生活に困窮する世帯が増加しています。

男女共同参画に関しては、本村では「第1次葛尾村男女共同参画計画」を平成30年に策定し、その実現に向けて施策・事業に取り組んでいます。

基本的人権が尊重され差別や偏見のない社会をつくるため、人権教育の推進及び啓発を図り、全ての村民がいきいきと暮らせるむらづくりを推進する必要があります。



◇考えよう みんなの人権

◇基本方針・基本指標

村民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが地域の一員として、生涯にわたって健康で安心な自分らしい生活ができる地域づくりに取り組みます。

指標名	現況値 (R3)	目標値 (R8)
人権相談所の開設日数	2日	2日
人権に関する授業実施回数	12回	12回

◇施策の体系

誰もがいきいきと暮らせるむらづくり	施策1	人権の尊重
	施策2	男女共同参画社会の推進
	施策3	生活困窮者支援
	施策4	多文化共生

◇施策の内容

施策1	人権の尊重
いじめや差別のない社会の実現に向けて、学校や地域、家庭、職場などにおいて行われる人権教育・啓発活動を通して、一人ひとりの人権を尊重する意識の醸成と、人権侵害や犯罪被害者等への支援体制の整備に努めます。 【主な取組】 - 相談体制の充実 - 人権侵害・犯罪被害者等支援 など	

施策2 男女共同参画社会の推進

「第1次葛尾村男女共同参画計画」における取組状況を踏まえながら、第2次計画を策定し、目標の達成に向けてより一層の取組を進めます。

【主な取組】

- ・男女平等教育・学習の推進
- ・家庭・地域への男女共同参画 など

施策3 生活困窮者支援

社会福祉協議会や民生児童委員、ボランティア団体などと連携し、各種相談の受け付けや生活の支援など、生活に困窮している世帯への包括的な支援を推進します。

【主な取組】

- ・援助を必要とする子どもや家庭のための支援 など

施策4 多文化共生

本村における地域活性化を推進していくためには、外国人を含めた多様な人材を受け入れる環境整備が必要であり、生活習慣や国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め、理解しあい、共に生きていく多文化共生を推進します。

【主な取組】

- ・国際交流事業
- ・多様性社会の形成 など



◇みんなで花壇整備

第6章 村民の助け合いによる安全な暮らし

1 災害に強いむらづくり



◇現状と課題

全国各地で大雨や台風などの大規模な自然災害が発生しており、本村では平成23年の東日本大震災というこれまでにない災害を経験しました。

村外での避難者が多く、村内に居住する村民が少ない状況では、防災対策、災害復旧なども従来以上の困難な状況が想定されます。東日本大震災等の経験とともに、本村の状況を踏まえた大規模な自然災害に対する防災対策の強化など、災害に強いむらづくりに取り組む必要があります。



◇葛尾村消防団

◇基本方針・基本指標

自主防災組織の育成や要支援者の避難体制の確保など地域や家庭単位での防災対策の促進に努めます。

指標名	現況値(R3)	目標値(R8)
自主防災組織団体数	—	1団体
災害時相互応援協定数	7件	10件

◇施策の体系

災害に強いむらづくり	施策1	防災意識の向上
	施策2	地域の防災体制の整備
	施策3	防災対策の強化
	施策4	災害時緊急対策の強化
	施策5	治山・治水対策の推進
	施策6	消防体制の充実

◇施策の内容

施策1	防災意識の向上
ハザードマップ等の防災に関する情報提供や、災害を想定した防災訓練を実施するなど、村民の防災教育の推進及び防災意識の向上を図ります。	
【主な取組】	
・ 防災教育の推進及び防災意識の向上 ・ 各種災害を想定した防災訓練の実施 など	
施策2	地域の防災体制の整備
関係機関との連携・情報の共有等により、自主防災組織の組織化と活動の充実、倒壊の恐れのある建物調査・耐震改修など、地域の安全性の確保と防災体制の整備促進に努めます。	
【主な取組】	
・ 自主防災組織の育成・充実 ・ 防災機関との情報の共有化と連携 など	
施策3	防災対策の強化
近年の豪雨災害等の状況を踏まえ、地域防災計画並びに行動計画の見直しや情報収集・伝達システムの整備など、各種防災対策の強化に努めます。	
【主な取組】	
・ 地域防災計画の見直し ・ 情報収集・伝達システムの整備 など	
施策4	災害時緊急対策の強化
福島県など関係機関との連携・調整のもと、災害発生時に適切に情報を収集・伝達し、災害の状況に応じた避難・支援等対策の確実な執行に努めます。	
【主な取組】	
・ 広域相互の応援体制の強化 ・ 指定避難所等の防災拠点の整備 など	
施策5	治山・治水対策の推進
地域の保全及び村民の生活の安全を図るため、土石流の発生や急傾斜地、地すべり等危険箇所を解消を図るべく、治山・治水事業を推進します。	
【主な取組】	
・ 治山事業の推進 など	
施策6	消防体制の充実
消防団員の確保・育成を図るとともに、山林火災や各種災害に対応できるよう消防用装備等の計画的な整備・更新に努めます。	
【主な取組】	
・ 消防団員の確保・育成 ・ 消防用装備の充実 など	

2 防犯対策の推進



◇現状と課題

避難の長期化により適正に管理がなされていない森林や田畑、家屋等において、空巢等犯罪や鳥獣による被害の防止に向けて、パトロール等により安全確保等対策に取り組んできました。

また、オレオレ詐欺や架空請求詐欺などの振り込め詐欺は、年々犯罪の手口が複雑化・巧妙化し、高齢者などの被害が多発しています。地域住民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、関係機関との連携のもと、犯罪被害の未然防止に努めることが必要です。

◇基本方針・基本指標

関係機関・団体と連携し防犯体制の整備に取り組み、事故や事件のない地域づくりに努めます。



◇村民に声掛けする見守り隊

指標名	現況値 (R3)	目標値 (R8)
防犯協会会員数	5人	5人
防犯カメラ設置台数	13基	13基

◇施策の体系

防犯対策の推進	施策1	防犯体制の整備促進
	施策2	消費者保護の推進

◇施策の内容

施策1	防犯体制の整備促進
自治会や関係機関、各種団体との連携のもと、防犯施設の整備やパトロールの強化などにより、地域の防犯体制の整備を促進します。 【主な取組】 - 防犯意識の高揚及び関係団体との連携強化 - 防犯カメラの整備 - など	

施策2 消費者保護の推進

消費生活に関する正しい情報を収集・提供することにより、複雑・多様化する消費者トラブルの防止を図るとともに、相談・苦情処理体制の拡充に努めます。

【主な取組】

- ・消費者教育の充実
- ・相談・苦情処理体制の充実
- など

3 交通安全対策の推進



◇現状と課題

かつて本村は 36 年に渡って交通死亡事故のない「交通死亡事故『ゼロ』日本一」の村でしたが、平成 13 年にその記録は途絶えてしまいました。その後、村民の努力により 20 年以上にわたり交通死亡事故は発生せずに推移していましたが、令和 4 年に途絶えてしまいました。

再度、「交通死亡事故『ゼロ』日本一」の村を目指して、関連機関の協力のもと、交通ルール遵守の意識醸成など交通安全対策を今後も推進し、交通死亡事故のない安全な村として村民一丸となって取り組んでいきます。



◇「しみちゃん」が描かれた交通安全啓発看板



◇幼稚園交通安全教室

◇交通事故発生状況の推移

区分	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
件数	1	0	-	-	1	1	1	0	1	0	1	1
死者	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
傷者	1	0	-	-	1	1	1	0	1	0	2	2

単位: 件、人
出典: 交通白書

◇基本方針・基本指標

再び死亡交通事故「ゼロ」日本一を目指して交通安全対策を推進します。

指標名	現況値 (R3)	目標値 (R8)
交通死亡事故件数	0 件	0 件
交通安全教室の実施回数	—	1 回

◇施策の体系

交通安全対策の 推進	施策1	交通安全意識の啓発
	施策2	交通安全施設の整備

◇施策の内容

施策1	交通安全意識の啓発
葛尾村交通安全計画（第7次）に基づき、関係機関と連携を図りながら、村民一人ひとりの交通ルール遵守意識が醸成されるよう、交通安全教育と交通安全意識の啓発に取り組みます。	
【主な取組】	
・葛尾村交通安全計画に基づく啓発 ・交通安全運動の推進 など	
施策2	交通安全施設の整備
より安全な交通環境を確保するため、交通安全施設の整備に努めます。	
【主な取組】	
・交通安全施設の整備 など	



第7章 活力ある豊かな暮らし

1 農林畜産業の振興

◇現状と課題

農林畜産業は、本村における主要な産業となっていました。東京電力福島第一原子力発電所事故による全村避難により、村内での営農は困難な状況が続きました。

平成28年の避難指示の解除（帰還困難区域を除く）を受けて水稲の実証栽培が始まり、翌平成29年には通常の水稲栽培が再開し、以降順次栽培区域が拡大されてきました。また、平成29年には肉用牛の村内飼育再開や胡蝶蘭栽培施設の整備など、畜産業や新たな取組も進んできています。

しかしながら、令和3年度における営農再開面積は震災以前の17.2%、令和2年度における水稲作付面積は約25%にとどまっており、復旧・復興に向けたさらなる取組の充実が求められます。

◇営農再開面積及び水稲作付面積の推移

町村	休止面積 H23年12月	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	単位: ha 営農 再開率
営農再開 面積	398	-	-	-	-	6	11	29	41	57	68	17.2%

出典: 双葉農業普及所

町村	H22年時点	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	単位: ha 復旧率
水稲作付 面積	131	-	-	-	1	6	9	15	26	33	25%

出典: ふたばいんふお(2021/Spring/No.5)

◇保有形態別林野面積

(令和2年2月1日現在)

国有林	公有林	私有林	原野	合計	単位: ha
4,892	396	1,610	-	6,898	

出典: 2020農林業センサス

◇主要林産物

区分	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
木炭(kg)	1,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乾しいたけ(kg)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生しいたけ(t)	13	-	-	-	-	-	9	4	5	6	7
なめこ(t)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

出典: 福島県森林・林業統計書



◇野行地区で試験栽培始まる



◇平成31年1月に牛乳の出荷が再開

◇基本方針・基本指標

営農再開支援や担い手育成、経営強化・規模拡大、多様な機能に応じた森林整備など農林畜産業の復興に努めます。

指標名	現況値（R3）	目標値（R8）
農地中間管理事業活用集落数	0地区	5地区
新規就農者数（累計）	0人	5人

◇施策の体系

農林畜産業の振興	施策1	農業の復興・風評被害の払拭
	施策2	農業経営の強化と生産性の向上
	施策3	特色ある農業の促進
	施策4	畜産業の復興
	施策5	森林資源の保全と活用
	施策6	農林畜産業の担い手育成

◇施策の内容

施策1	農業の復興・風評被害の払拭
地域の農業の将来ビジョンを明らかにし、遊休農地の管理、農地の集約化などにより農業の復興を図るとともに、福島県等関係機関との協力のもと、風評被害の払拭に努めます。 【主な取組】 ・集落営農組織化及び遊休農地の解消 ・園芸産地の再整備を支援するための事業 など	
施策2	農業経営の強化と生産性の向上
農地中間管理事業等による農地の流動化により経営規模の拡大を図るとともに、ほ場や農業用排水施設、農道など農業経営基盤の整備を推進し、農業経営の強化と生産性の向上を図ります。 【主な取組】 ・農業生産基盤の整備 ・農産物の生産性向上に関する取組 など	
施策3	特色ある農業の促進
安全安心で、本村の資源や特性を活かした農林畜産品の開発・振興を推進します。 【主な取組】 ・村産品販路開拓事業 ・6次化の育成開拓 など	

施策4	畜産業の復興
畜産業のさらなる復興に向け生産体制の支援を行うとともに、糞尿処理方法の指導等環境と共生する畜産業の推進を支援します。 【主な取組】 ・優良家畜導入支援事業 ・環境と共生する畜産業に関する取組 など	
施策5	森林資源の保全と活用
村内の森林整備や林業生産活動が停滞している森林において、間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を一体的に推進する「ふくしま森林再生事業」等により、森林の有する多面的機能の維持増進に取り組みます。 【主な取組】 ・多様な機能に応じた森林整備 ・特用林産物の開発、生産 など	
施策6	農林畜産業の担い手育成
農林畜産業に関する知識や技術の取得支援により、農林畜産業の復興及びさらなる活性化を担う人材の育成に努めます。 【主な取組】 ・葛尾村農業担い手育成事業 ・新規就農者支援事業 など	

2 地域の商工業の振興



◇現状と課題

平成28年の避難指示の解除（帰還困難区域を除く）をきっかけに、主要3商店やガソリンスタンド、理美容室、喫茶店、自動車整備工場などが村内で営業を再開しています。令和4年10月現在の本村の商工会会員事業所数は50事業所で、震災時の41事業所から9事業所の増加となっています。

そのうち村内で再開した事業所は37事業所、地元再開率は74%となっており、帰村者割合と比較して地元再開率は高い結果となっています。

しかしながら、今後、復興事業の縮小に伴う就労者の減少により、商業等需要の減少が懸念されます。また、新型コロナウイルスの感染防止に伴うキャッシュレス決済やインターネット注文など、新たなシステムへの対応も課題となっています。

◇商工会会員事業所数

◇商工会会員事業所数

単位: 事業所

	令和4年10月1日現在								平成23年の 事業所数 に対する地 元再開率
	会員事業所数			再開 事業所数	(内県内 再開)	(内地元 再開)	(内県外 再開)	県外避 難者数	
	平成23 年4月	令和4年 10月	増減						
商工会会員 事業所数	41	50	9	49	49	37	0	0	74%

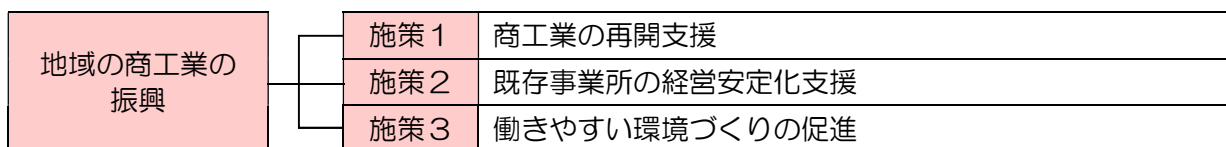
出典: 葛尾村商工会

◇基本方針・基本指標

商工会等との連携により既存商工業の経営改善・人材育成等を図り、地域の商工業の振興に努めます。

指 標 名	現 況 値 (R3)	目 標 値 (R8)
インターネット販路対応店舗数	1 件	5 件
キャッシュレスレジ導入店舗数	4 件	8 件

◇施策の体系



◇施策の内容

施策 1	商工業の再開支援
被災事業所が村内での営業を再開・継続させるために、国・県事業を活用した支援を行うとともに、村民アプリを活用した情報発信環境の構築等により賑わいづくり等を推進します。 【主な取組】 - 被災企業の再開と営業支援 - 商店の再建と、賑わいを育む拠点の整備 など	
施策 2	既存事業所の経営安定化支援
商工業者の経営安定に向け、商工会や金融機関等と連携のもと研修・指導や公的金融制度の活用を促進するとともに、販路拡大・新たな企業との交流など事業拡大等を支援します。 【主な取組】 - 企業の経営と雇用の安定 - 事業者の販路及び輸出拡大 など	
施策 3	働きやすい環境づくりの促進
ハローワークや関係機関との協力のもと、事業者の意識啓発を図り、女性や障がい者などを含めた誰もが働きやすい環境づくりを促進します。 【主な取組】 - 快適な労働環境づくり - 女性活躍の推進及び就業支援等 など	

3 観光・交流の振興



◇現状と課題

本村には豊かな自然があり、県立公園「日山（天王山）」や「五十人山」、葛尾川・高瀬川渓谷などが主要な観光資源となっています。また、葛尾村森林公園「もりもりランド・かつらお」や「みどりの里せせらぎ荘」、「葛尾村復興交流館あぜりあ」などは本村の主要な観光施設となっており、「せせらぎ荘」は令和元年度には約1万2千人に入込客数が回復してきました。さらに、令和3年5月には観光牧場がオープンし、新たな観光拠点として期待されます。

令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、人の移動が制限される期間が多く、観光・交流活動は大きな制約を受けていますが、アフターコロナを見据え、新たな生活様式のもと、観光・交流の振興に向け、体制等の整備を図ることが望まれます。

◇観光入込客数の推移

単位:人

区分	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
せせらぎ荘	26,589	5,763	0	0	0	0	0	-	9,178	12,311	9,595

出典: 福島県観光客入込状況



◇県立自然公園 日山（天王山）



◇観光牧場オープン

◇基本方針・基本指標

本村の豊かな自然や農林畜産等を活かした観光・交流の振興を図ります。

指標名	現況値 (R3)	目標値 (R8)
観光プログラム数	—	5件
せせらぎ荘入込客数	8,319人	27,000人

◇施策の体系

観光・交流の振興	施策1	情報発信の強化
	施策2	受け入れ体制の整備
	施策3	観光・交流資源の整備・活用
	施策4	地域間交流の推進
	施策5	広域観光・交流の振興

◇施策の内容

施策1	情報発信の強化
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）が若者を中心に普及しています。これまでのホームページや観光パンフレットなどに加え、SNSの活用により、各媒体の特性に応じた情報の発信に努めます。 【主な取組】 ・誘客宣伝活動の推進 ・観光パンフレット作成 など	
施策2	受け入れ体制の整備
観光ニーズに対応した観光プログラムの整備を推進するとともに、プログラムに応じた受け入れ体制や人材育成の整備・充実を図ります。 【主な取組】 ・観光プログラムなどの整備 ・受け入れ体制（組織）の充実 など	
施策3	観光・交流資源の整備・活用
村内の美しい自然の保全を図るとともに遊歩道や公園などを自然に配慮して整備し、多様な資源のネットワーク化等により活用の促進を図ります。また、新たな名所づくりを検討します。 【主な取組】 ・自然的資源の保全と活用 ・復興の名所づくり事業 など	
施策4	地域間交流の推進
活性化センター、森林公園、宿泊交流館を拠点に都市生活者を積極的に受け入れ、農林業体験や自然に親しむ会等のイベントの開催などにより、都市生活者との交流の促進を図ります。 【主な取組】 ・都市との交流の促進 ・各種イベントの充実 など	
施策5	広域観光・交流の振興
福島県や双葉郡など近隣市町村との連携により広域観光を推進するとともに、複合災害や環境問題などをテーマとする本村における新たな交流の振興を図ります。 【主な取組】 ・地域間相互の連携による観光の展開 ・教育旅行やインバウンド視察の誘致 など	

4 新たな産業の振興と雇用の創出



◇現状と課題

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、新たな産業基盤の構築を目指す「福島イノベーション・コースト構想」が進められています。

本村においては、平成30年～令和2年に2つの産業団地、計6区画を整備し、令和4年11月現在、1社が開業、3社が開業準備中であり、また、令和3年4月には賃貸事務所「オフィスかつらお」を開設し、5事業所が入居するなど、新たな産業の誘致が進められています。

「福島イノベーション・コースト構想」の一画として、引き続き企業誘致を推進するとともに、人材の確保に取り組んでいく必要があります。



◇葛尾村産業団地



◇葛尾村東部産業団地

◇基本方針・基本指標

再生可能エネルギーやＩＣＴ関連企業の誘致、起業支援など産業の振興を図るとともに、就労する人材を育成し雇用の確保に努めます。

指標名	現況値（R3）	目標値（R8）
新規企業立地（起業を含む）件数	1社	5社

◇施策の体系

新たな産業の振興 と雇用の創出	施策1	地域の特性を活かした産業の創出
	施策2	企業立地（誘致）の推進

◇施策の内容

施策1	地域の特性を活かした産業の創出
「福島イノベーション・コースト構想」を担う自治体の一つとして、再生可能エネルギー関連の産業の集積を図るなど、地域の特性を活かした産業の創出に努めます。 【主な取組】 ・再生可能エネルギー産業による雇用の創出 など	
施策2	企業立地（誘致）の推進
「福島イノベーション・コースト構想」との連携を図りながら、企業動向等の情報収集を図り積極的な企業誘致活動を推進するとともに、起業のための環境整備を図ります。 【主な取組】 ・企業誘致の促進 ・多様な起業の促進 など	



◇オフィスかつらお

第8章 学びと文化にふれあう暮らし

1 学校教育の充実

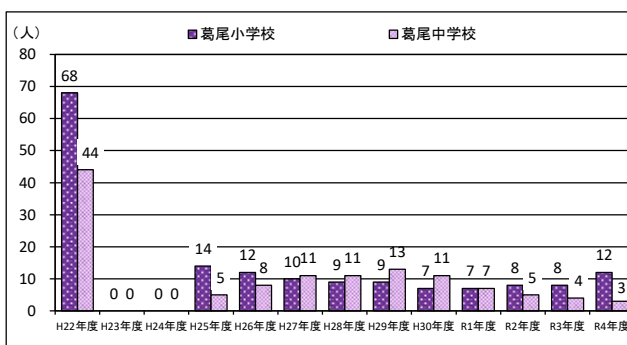
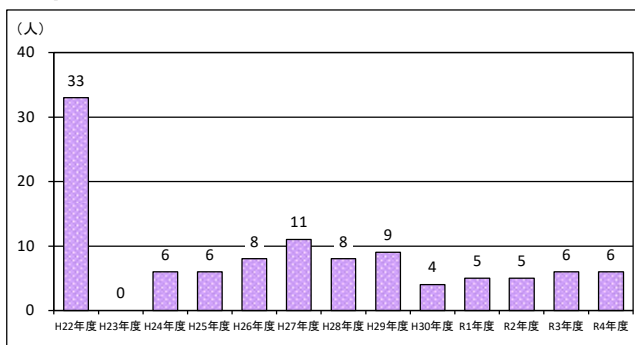


◇現状と課題

平成29年11月に策定した「葛尾村教育大綱」に掲げた「出愛・ふれ愛・助け愛・学び愛」の理念に基づき、学校教育の重点を定め、幼・小・中の連携や地域とともにある学校づくりの推進など、少人数ながらも地域の特徴ある教育活動を展開しています。

葛尾幼稚園・小学校・中学校は、平成30年度から村内で授業を再開していますが、幼稚園児、小中学生ともに園児・児童・生徒数は震災前と比較して大幅に減少しており、避難者の帰村等による園児・児童・生徒数の増大に取り組む必要があります。

◇葛尾村幼稚園の園児数の推移（各年度5月1日現在） ◇小・中学校の生徒数の概要（各年度5月1日現在）



出典：学校基本調査



◇電子黒板を用いた授業



◇コミュニティスクール教職員研修会

◇基本方針・基本指標

子ども一人ひとりの個性や能力、可能性を高めることができるよう、ICT教育や村内及び他地域との連携による特色ある学校教育の推進に努めます。

指標名	現況値 (R3)	目標値 (R8)
A L T人数	1人	1人
学校運営協議会開催数	—	4回

◇施策の体系

学校教育の充実	施策1	幼小中連携による教育環境の整備
	施策2	多様な学習機会の確保
	施策3	地域に開かれた学校づくりの推進

◇施策の内容

施策1	幼小中連携による教育環境の整備
幼稚園と小学校、中学校の連携による一貫した教育活動の推進を図るとともに、他校との連携、ICT教育の充実など、少人数ながらも特色ある教育環境の整備に努めます。 【主な取組】 ・幼小中学一貫教育の推進 ・少人数指導の推進 - など	
施策2	多様な学習機会の確保
ALTの配置や海外研修、ICT支援員によるインターネット等の活用、村営学習塾の開催、高等学校等就学支援など、多様な学習機会の確保に努めます。 【主な取組】 ・異国文化の習得・海外研修事業 ・児童生徒等就学支援・高等教育支援 - など	
施策3	地域に開かれた学校づくりの推進
子どもの学びや豊かな人間性、心身の健康、地域を愛する心など、地域の人々と目標やビジョンを共有し、保護者や地域、大学等と一体となって子どもの成長を育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。 【主な取組】 ・コミュニティスクール(学校運営協議会)の設置・運営 ・放課後児童健全育成事業 - など	



◇スクールフェスタ終了後の記念写真

2 生涯学習環境の充実



◇現状と課題

東日本大震災や新型コロナウイルスなどを経て、生活様式や価値観が変化し、生涯学習に対するニーズも多様化していると思われます。

これまで取り組んできた公民館活動や各種学級、世代間交流などにおいても、村民のニーズを考慮するとともに、すべての村民が生涯にわたって学び、生きがいのある生活を送ることができるよう、学習環境・体制の整備に取り組む必要があります。



◇カルチャー教室わんぱく教室



◇女性学級の移動学習(二本松市・稚児舞台展望台)

◇基本方針・基本指標

村民のニーズや社会情勢に応じた生涯学習の講座等の拡充を図るとともに、さまざまな機会をと おして誰もが主体的に学習することができるよう生涯学習環境の充実に努めます。

指 標 名	現 況 値 (R3)	目 標 値 (R8)
自主学習団体・グループ数	4団体	4団体
指導者育成講座受講者数	—	2人

◇施策の体系

生涯学習環境の 充実	施策1	生涯学習の学習環境の拡充
	施策2	生涯学習を推進する基盤の整備
	施策3	公民館活動の充実
	施策4	家庭・地域の教育力の向上

◇施策の内容

施策1	生涯学習の学習環境の拡充
村民の生涯学習に対する理解を深め、村民のニーズに応じた学習機会を確保するとともに、地域間交流や世代間交流の充実を図ります。 【主な取組】 - 関係機関・団体との連携による学習機会の確保 - 自主学習団体・グループの育成 など	

施策2 生涯学習を推進する基盤の整備

村民ニーズに応じた生涯学習を推進することができる体制の確立を図るとともに、生涯学習や社会教育などの拠点となる村民会館等の活動・設備の拡充を図ります。

【主な取組】

- ・村民会館の蔵書の充実
- ・社会教育団体などへの活動支援の充実
- など

施策3 公民館活動の充実

生涯学習の拠点となる公民館活動において、村民や地区ごとのニーズに対応できるよう、講座内容の充実に努めます。

【主な取組】

- ・段階に応じた学習機会の確保
- など

施策4 家庭・地域の教育力の向上

指導者や協力者の養成など、家庭・学校・地域社会が一体となって行う各地域の実態に応じた継続的な生涯学習への取組を支援することにより、家庭や地域の教育力向上に努めます。

【主な取組】

- ・家庭・学校・地域との連携
- ・地域で育てる青少年体験活動の充実
- など

3 スポーツ・レクリエーションの振興



◇現状と課題

スポーツは、健康の増進、体力の向上に資するだけでなく、生活に潤いを与え、家庭や地域社会の絆を深め、明るく豊かな生活を送るうえでも極めて有効な役割を果たすものです。

東日本大震災や新型コロナウイルスの影響等により、近年、福島県民の肥満化が進んでおり、適度な運動を始めとする生活習慣の見直しが望まれています。

すべての村民が生涯の各期にわたり親しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進が求められています。



◇ツール・ド・かつら開催

◇基本方針・基本指標

すべての村民が気軽に参加し楽しむことができるよう、スポーツ・レクリエーションの振興と参加機会の拡充に向けた体制の整備に努め、健康・生きがいつくりと交流の振興を図ります。

指標名	現況値（R3）	目標値（R8）
スポーツ大会開催数	7回	12回
指導者講習会受講者数	—	4人

◇施策の体系

スポーツ・レクリエーションの振興	施策1	スポーツ・レクリエーション情報の発信とニーズの把握
	施策2	生涯スポーツの推進
	施策3	指導者の養成と資質の向上

◇施策の内容

施策1	スポーツ・レクリエーション情報の発信とニーズの把握
村民のスポーツ・レクリエーションに対するニーズや実態の把握に努めるとともに、幼児から高齢者までが楽しめる企画や情報を発信し、スポーツ・レクリエーション活動への参加・啓発に努めます。	
【主な取組】	
・スポーツニーズの把握と情報発信 ・スポーツ・レクリエーションの復活 など	
施策2	生涯スポーツの推進
体育関係者との連携を図りながら、誰もが年齢や体力に応じて参加できるスポーツを普及するとともに、親子・世代・地区間の交流を深めるよう参加の機会を提供します。	
【主な取組】	
・生涯スポーツの推進 など	
施策3	指導者の養成と資質の向上
計画的な研修を通して、生涯スポーツや競技スポーツ、レクリエーション・ニュースポーツなどの指導者の養成を図るとともに、これら指導者の資質の向上を図ります。	
【主な取組】	
・指導者の養成と資質の向上 など	

4 歴史・文化の保存・伝承



◇現状と課題

本村の文化財は、昭和 48 年に初めて村指定の文化財に指定された「葛尾三匹獅子舞（無形民俗文化財）」をはじめ、平成 20 年まで合計 16 件の文化財が指定され、さらに令和 2 年に野川にある八幡神社の鰐口、鈴、神輿の 3 件が村指定文化財に指定されました。

これら地域の文化は、村民に親しまれ心の拠り所となるものですが、震災による全村避難などにより維持保存や伝承が難しい状況となっており、広く理解を深めるとともに適切に保存・伝承に努める必要があります。

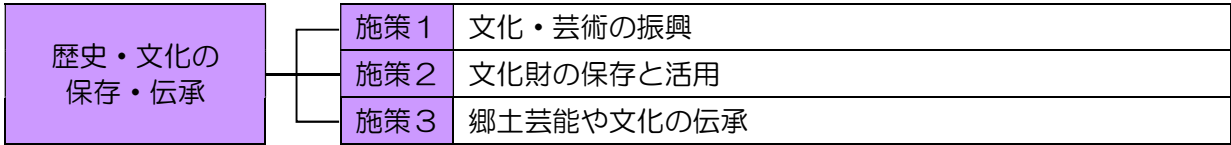
◇葛尾村指定文化財一覧（広報 R2. 10）

指 定 種 別	名 称	数量	指定年月日	所 在 地
無形民俗文化財	カツラオサンピキシ シマイ 葛尾三匹獅子舞	1	S48.4.28	上・下葛尾行政区
史跡	マカイフツ 磨崖仏	1	S50.6.5	葛尾村大字葛尾字敷井畑
天然記念物	イチイ	1	S50.6.5	葛尾村大字葛尾字中清水
天然記念物	ウ サ スギ 宇佐の杉	2	S50.6.5	葛尾村大字野川字南仲ノ内 71 (八幡神社)
有形文化財（建造物）	イソザキシンジャ シャデン 磯前神社 社殿	1	H1.12.5	葛尾村大字葛尾字関場 100 (磯前神社)
天然記念物	タカミクラ メオトオオスキ 高御座の夫婦大杉	2	H1.12.5	葛尾村大字葛尾字関場 100 (磯前神社)
史跡	ヤクシカンノンダイシンボセキグン 薬師観音大尽墓石群	50	H1.12.5	葛尾村大字葛尾字関場 100 (磯前神社)
有形文化財（美術工芸品）	コンゴウカイダイニチニョライフツソウ 金剛界大日如来仏像	1	H7.7.14	葛尾村大字葛尾字北平 11 (薬師寺)
有形文化財（美術工芸品）	ネハンソウ カ シ ク 涅槃像掛け軸	1	H7.7.14	葛尾村大字葛尾字北平 11 (薬師寺)
有形文化財（美術工芸品）	ダイハンニャキョウ カン 大般若経 (600巻)	1	H7.7.14	葛尾村大字葛尾字北平 11 (薬師寺)
有形文化財（美術工芸品）	ダイハンニャキョウリシュブンキョウ 大般若経理趣分経	1	H7.7.14	葛尾村大字葛尾字北平 11 (薬師寺)
天然記念物	タネマキサクラ 種蒔 桜	1	H20.6.18	葛尾村大字野川字関場
天然記念物	タネマキサクラ 種蒔 桜	1	H20.6.18	葛尾村大字野川字湯殿
天然記念物	サクラ しだれ 桜	1	H20.6.18	葛尾村大字葛尾字関場
天然記念物	ダイジンヤシキアト サクラ 大尽屋敷跡のしだれ 桜	1	H20.6.18	葛尾村大字葛尾字敷井畑
有形文化財（美術工芸品）	ワニグチ 鰐口	1	R2.9.7	葛尾村大字野川字南仲ノ内 71 (八幡神社)
有形文化財（美術工芸品）	スズ 鈴	1	R2.9.7	葛尾村大字野川字南仲ノ内 71 (八幡神社)
有形文化財（美術工芸品）	ミコシ 神輿	1	R2.9.7	葛尾村大字野川字南仲ノ内 71 (八幡神社)

◇基本方針・基本指標

地域の歴史・文化は村民の心の拠り所となるものであり、その保存・伝承に努め、地域を大切に
する心の育成に努めます。

指 標 名	現 況 値 (R3)	目 標 値 (R8)
文化教室受講者数	80 人	240 人
保存活動団体数	2 団体	2 団体



施策1	文化・芸術の振興
文化講座の開設や広報活動を積極的に行い、郷土の歴史や伝統、文化財に対する村民の理解を深め、文化・芸術の一層の振興を図ります。 【主な取組】 ・ 芸術・文化意識の高揚 ・ 文化団体の育成・支援 - など	

施策2	文化財の保存と活用
村内の史跡や天然記念物等の一層の保存に努めるとともに、文化財講座等を開催し、文化財を理解し、大切に作る心の醸成を図ります。 【主な取組】 - 文化財教育事業の開催 - 文化財調査と文化財指定 - など	

施策3	郷土芸能や文化の伝承
葛尾村の無形民俗文化財に指定されている「三匹獅子舞」や、古くから伝わる風俗・民話・遊びなどの保存と継承に努めます。 【主な取組】 ・ 伝統芸能保存事業 ・ 保存活動団体の支援 など	



◇修復された大日如来仏像

第9章 みんなで考え行動する暮らし

1 村民参加による協働のむらづくりの推進



◇現状と課題

帰村率の停滞、人口減少や少子高齢化の進展、単身世帯・高齢者世帯の増加などを背景に、地域が抱える課題は多様化、複雑化しています。

本計画の基本理念「みんな主役 みんな笑顔 みんな家族」は、すべての人を一番（大切）に考え、すべての人が輝き、家族のように深い絆でつながることができる村を目指すものであり、その実現には、行政と住民や地域が連携し、地域課題の解決に向けて、協働によるむらづくりに取り組む必要があります。



◇第五次振興計画策定審議会

◇基本方針・基本指標

村民一人ひとりがむらづくりに主体的に参加し、行政と村民・地域等による協働のむらづくりを推進します。

指標名	現況値（R3）	目標値（R8）
ホームページアクセス数	14万件	30万件
地域づくり団体支援数（宝くじコミュニティ助成）	0団体	3団体

◇施策の体系

村民参加による 協働のむらづくり の推進	施策1	情報の受発信の強化
	施策2	協働で取り組むむらづくり
	施策3	活動団体の育成と地域活動の推進

◇施策の内容

施策1 情報の受発信の強化

避難者への村広報誌の郵送など、広報誌及びホームページによる村情報の適切な発信に努めるとともに、村民アプリやSNSなど各媒体の特性を活かし、村民との情報の受発信の強化に努めます。

【主な取組】

- ・インターネットの活用（村ホームページ・村民アプリ等）
- ・情報公開の推進 など

施策2 協働で取り組むむらづくり

行政懇談会の開催及び各種事業や計画の検討段階から村民が主体的に参加できるよう委員の公募や意見募集の制度を確保するなど、村民参加の場の確保に努めます。

【主な取組】

- ・村民参加機会の創出 など

施策3 活動団体の育成と地域活動の推進

むらづくり・地域づくり活動に主体的に取り組む人材及び団体の育成に努め、村民の地域活動の充実を図ります。

【主な取組】

- ・地域づくり活動・人材の育成
- ・むらづくり組織の充実 など



◇一般社団法人葛力創造舎主催 田植え・祝言式（葛力創造舎 HP）

2 村民に寄り添う行政



◇現状と課題

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興に向けて、国や県等の支援を受けながらこれまでさまざまな事業に取り組んできました。

平成 28 年に帰還困難区域を除き避難指示が解除され帰村が始まりましたが、令和 4 年 10 月現在の帰村者は 332 人、一方避難者は 826 人と、まだ復興の途上にあります。

さらなる復興の推進に向けて、さまざまな状況にある村民一人ひとりの状況を踏まえ、村民に寄り添った行政の運営が求められます。

◇基本方針・基本指標

避難村民や移住・定住者を含めた村民の生活向上のため、村民の声を聞き村民に寄り添う行政運営に努めます。

指標名	現況値 (R3)	目標値 (R8)
行政懇談会参加者数	10人	50人
行政評価実施事業数	0件	3件

◇施策の体系

村民に寄り添う行政	施策 1	村民のむらづくり意向の把握
	施策 2	効率的・効果的な事業の推進
	施策 3	民間活力導入や広域連携の推進

◇施策の内容

施策 1	村民のむらづくり意向の把握
村民の意見や要望等を政策や事業等に適切に反映するため、地区懇談会の開催やホームページ等による意見等の聴取、計画検討に際しての村民意向調査やパブリックコメントの実施など、村民意向の把握に努めます。 【主な取組】 ・ 村民ニーズの把握 ・ 村民の視点に立った行政サービスの提供 など	
施策 2	効率的・効果的な事業の推進
多様化、複雑化する地域課題に対して、村民の視点に立った行政サービスが提供できるよう、行政機構の見直しや適正な人材管理・育成、IT等を活用した行政サービスの提供など、効率的・効果的な行政運営の推進に努めます。 【主な取組】 ・ 行政評価システムの推進 ・ 行政機構の見直しと適正な人事管理 など	

施策3 民間活力導入や広域連携の推進

民間企業や大学などの専門知識や技術を活用し、サービスの質の向上を図るとともに、行政コストの縮減に取り組みます。

また、本村単独では解決困難な課題や周辺地域に共通する課題などについては、国や県の支援とともに被災 12 市町村や双葉郡 8 町村の行政や民間団体などとの広域連携を推進します。

【主な取組】

- ・民間活力の導入の推進 など

3 持続可能な健全財政

◇現状と課題

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生以降、本村では復旧・復興事業に重点が置かれた財政措置となっており、最大の財政規模となった平成 28 年度の決算報告では、一般会計は歳入が約 89 億円、歳出が約 84 億円と、震災以前の約 20 億円から大幅な増額となっています。

平成 28 年の避難指示の解除（帰還困難区域を除く）以降、復興事業は徐々に減少していますが、引き続き本村の復興に向け適切に事業に取り組んでいく必要があります。また、復興事業等の縮小後の中長期的な見通しにおける新たなむらづくりを推進していくにあたり、持続可能な村政運営を可能とする健全な財政運営に取り組んでいく必要があります。



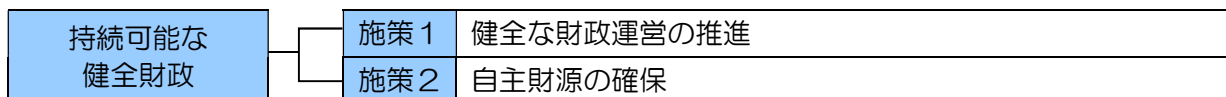
◇葛尾村ふるさと納税

◇基本方針・基本指標

村民ニーズや施策・事業の評価・見直しにより改善を図るとともに、中長期的な視点のもと持続可能な健全財政の運営に努めます。

指 標 名	現 況 値 (R3)	目 標 値 (R8)
経常収支比率	85.5%	80.0%
ふるさと納税寄付額	25,458 千円	30,000 千円

◇施策の体系



◇施策の内容

施策１	健全な財政運営の推進
国・県の補助事業や交付税措置などを活用し、引き続き本村の復興を推進するとともに、中長期財政計画の策定に基づく経常経費の縮減や民間活力の活用など、復興後を見据えた財政計画の検討を行います。 【主な取組】 ・中長期財政計画の策定 ・公会計制度の活用 など	
施策２	自主財源の確保
避難者の帰村及び移住・定住の促進や、農林畜産業や商工業などの産業振興等により、村内での経済活動の拡大を図り、納税の拡充・確保を図ります。また、ふるさと納税の返礼品等の検討及び周知拡充を図り、寄付額の拡充を図ります。 【主な取組】 ・自主財源などの確保 ・村債の計画的な活用 など	



◇葛尾村役場

◇付属資料



1 S D G s

◇基本計画（分野別計画）との整理対照表

ロ ゴ	タイトル	第 1 章			第 2 章			第 3 章			第 4 章		第 5 章						
		1 住民帰還の促進	2 風評の払拭	3 帰還困難区域の解消	1 地球温暖化対策の推進	2 自然環境の保護・再生	3 計画的な土地利用の推進	1 生活環境の保全	2 移住・定住の促進	3 きずなの形成	1 道路・交通体系の整備 充実	2 デジタル変革（DX） の推進	1 安心できる保健・医療 体制の拡充	2 みんなで支え合う地域 福祉のむらづくり	(1) 地域福祉の推進	(2) 子育て支援の推進	(3) 高齢者福祉の推進	(4) 障がい者福祉の推進	3 誰もがいきいきと暮ら せるむらづくり
	貧困をなくそう														●	●	●	●	●
	飢餓をゼロに																		●
	すべての人に健康と福祉を	●						●		●	●		●		●	●	●	●	●
	質の高い教育をみんなに								●							●		●	●
	ジェンダー平等を実現しよう									●			●			●		●	●
	安全な水とトイレを世界中に					●		●											
	エネルギーをみんなに そしてクリーンに				●														
	働きがいも経済成長も	●							●				●					●	●
	産業と技術革新の基盤をつ くろう		●	●					●			●							
	人や国の不平等をなくそう	●	●	●														●	●
	住み続けられるまちづくり を	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
	つくる責任つかう責任	●	●	●	●	●		●											
	気候変動に具体的な対策を				●	●					●								
	海の豊かさを守ろう				●			●											
	陸の豊かさを守ろう				●	●		●											
	平和と公正をすべての人に	●											●						●
	パートナーシップで目標を達 成しよう	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●

ロゴ	タイトル	第6章			第7章				第8章				第9章		
		1 災害に強いむらづくり	2 防犯対策の推進	3 交通安全対策の推進	1 農林畜産業の振興	2 地域の商工業の振興	3 観光・交流の振興	4 新たな産業の振興と雇用の創出	1 学校教育の充実	2 生涯学習環境の充実	3 スポーツ・レクリエーションの振興	4 歴史・文化の保存・伝承	1 村民参加による協働のむらづくりの推進	2 村民に寄り添う行政	3 持続可能な健全財政
 1 貧困をなくそう	貧困をなくそう								●						
 2 飢餓をゼロに	飢餓をゼロに														
 3 すべての人に健康と福祉を	すべての人に健康と福祉を								●		●				
 4 質の高い教育をみんなに	質の高い教育をみんなに	●							●	●	●	●			
 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を実現しよう					●			●						
 6 安全な水とトイレを世界中に	安全な水とトイレを世界中に														
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	エネルギーをみんなにそしてクリーンに							●							
 8 働きがいも経済成長も	働きがいも経済成長も				●	●	●	●	●						
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	産業と技術革新の基盤をつくろう				●	●	●	●	●	●					
 10 人や国の不平等をなくそう	人や国の不平等をなくそう					●			●	●					
 11 住み続けられるまちづくりを	住み続けられるまちづくりを	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
 12 つくる責任つかう責任	つくる責任つかう責任		●		●	●	●	●							
 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動に具体的な対策を	●	●		●										
 14 海の豊かさを守ろう	海の豊かさを守ろう				●										
 15 陸の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう				●		●								
 16 平和と公正をすべての人に	平和と公正をすべての人に		●	●					●				●	●	●
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	パートナーシップで目標を達成しよう	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

2 諮問・答申

2 総 第 434 号
令和2年10月13日

葛尾村振興計画審議会会長 様

葛尾村長 篠 木 弘

第五次葛尾村振興計画について（諮問）

葛尾村振興計画審議会条例（昭和45年葛尾村条例第15号）第2条の規定に基づき、第五次葛尾村振興計画について、審議会の意見を得たいので諮問します。

令和4年11月29日

葛尾村長 篠 木 弘 様

葛尾村振興計画審議会
会長 芥 川 一 則

第五次葛尾村振興計画について（答申）

令和2年10月13日付け2総第434号をもって諮問のあった第五次葛尾村振興計画基本構想並びに基本計画について、慎重に審議した結果それぞれの素案について適当と認め、この旨答申します。

3 振興計画審議会委員名簿

第五次葛尾村振興計画審議会委員名簿
(葛尾村振興計画審議会条例に基づく委員)

分 野	所 属	役 職	氏 名	備 考
行 政 区	葛尾村行政区長会	会 長	渡 辺 和 栄	令和３年 ３月３１日まで
		会 長	猪 狩 省 造	令和３年 ４月１日から
農 業	葛尾村農業委員会	会 長	松 本 敏 美	
農 業	福島さくら農業協同組合	葛尾支店長	小石沢 善 一	令和４年 ３月３１日まで
		葛尾支店長	渡 辺 千沙人	令和４年 ４月１日から
商 工 業	葛尾村商工会	会 長	松 本 貞 幸	
商 工 業	葛尾村商工会	青年部長	石 井 秀 昭	
福 祉	葛尾村社会福祉協議会	事務局長	新 開 正 和	
教 育	葛尾小中学校 PTA	会 長	伊 藤 秀 隆	令和４年 ３月３１日まで
		会 長	伊 藤 恵 美	令和４年 ４月１日から
住民活動	葛尾村婦人会	会 長	松 本 典 子	
スポーツ	かつらおスポーツクラブ	副会長	菅 野 博	
公 募	住民		米 谷 量 平	
公 募	住民		下 枝 浩 徳	
有 識 者	福島工業高等専門学校	副校長	芥 川 一 則	
有 識 者		元副村長	金 谷 喜 一	

4 第五次葛尾村振興計画策定要綱

1. 計画策定の趣旨

本村では、平成 15 年に「第四次葛尾村振興計画」を策定し、「村民一人ひとりが『住んでよかった』と思える葛尾村の創造」を基本理念とし、「人と自然が輝く ふれあいの村」を将来像に、美しい環境のもとで快適に暮らせる村、心豊かで健康に生き生きと輝いて暮らせる村、人がふれあい活力に満ちた便利な村を目指し、計画的に村政の運営を図ってきた。

このような中で、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によるかつてない巨大地震と大津波に見舞われ、東北地方の多くの方々が被害に遭われた。また、同時に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本村においては全村避難という過酷な状況を強いられ、さらに、福島県下では、放射線からの安全確保（避難、除染等）、風評被害等の深刻な問題に直面している。

この甚大な被害を受け、「第五次葛尾村振興計画」の作成が困難であったため、「第四次葛尾村振興計画」に代わる計画として、平成 24 年 12 月に計画期間を平成 24 年から令和 3 年度とする「葛尾村復興計画」を策定し、本村の東日本大震災からの復旧復興を目指してきた。

平成 28 年 6 月 12 日には、本村の避難指示が野行地区を除き解除されたが、野行地区は現在でも避難指示が継続されている。避難指示の一部解除から 4 年を経過し、商業・医療等の生活環境整備は進んできたが、村民の帰村率は伸び悩んでおり、村外からの転入者も限定的である。一方で産業の復興としては、産業団地の造成に伴う企業の進出や、営農再開の動きが活発になってきており、明るい兆しを見せている。

このような社会環境の変化や、今後の村民のニーズに的確に対応し、本村の美しい自然を守り育みながら、さらに魅力と活力ある村づくりを進めるためには、改めて本村の現状や現在の社会経済情勢を捉え直し、復興を始めとした新たな行政課題も見据えた今後の新しい長期的な施策の指針が必要であるため、新たな第五次葛尾村振興計画（以下「新計画」という。）を策定するものである。

2. 計画の構成、目標達成年度

新計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の三層の構成で策定するものとする。

○基本構想

長期的展望をもとに、本村の将来の目標及び目標達成のための基本的施策の大綱を明らかにし、基本計画及び実施計画の策定の基本理念とすべきもので、おおむね 10 年後を目標に定めるものとする。

○基本計画

基本構想に掲げられた施策の大綱に基づき、部門ごとの施策を体系的に示しめすものです。おおむね 10 年後を目標に定め、5 年後にそのときの情勢に応じて点検・見直しを図るものとする。

○実施計画

基本計画で定められた施策を具体的に実施し、毎年度の予算編成の指針とすべき事業計画であり、計画期間は 5 年間とし、各年度の実績を検討しつつ、毎年ローリング方式で改訂していくものとし、5 年後に基本計画に併せて点検・見直しを行う。

3. 計画策定の進め方

新計画の策定は、次により進めるものとする。

- (1) 各種資料や関係部署への聴き取りなどから人口、世帯、生活基盤、産業等各分野の現状を把握し、葛尾村の現況分析を行う。
- (2) 公募村民等による葛尾村振興計画審議会の設置、村民アンケート調査、懇談会及び村民からの提言募集を実施し、新計画策定への村民参加を図り、村民の意見やニーズを把握する。
- (3) 社会経済情勢の動向を調査分析するとともに、国の総合戦略、福島県の総合計画、双葉地方広域市町村圏計画等他の計画を参照し、葛尾村を取り巻く環境や時代の潮流を把握する。
- (4) 上記(1)から(3)を踏まえ、今後の葛尾村の主要な課題を整理するとともに、目標とする将来像を設定し、それに向かうための基本的な施策の方針（施策の大綱）を定める。（基本構想）
- (5) 上記(1)から(4)を踏まえ、部門ごとに現状と課題を整理し、今後、目標年次までに取り組む施策を定める。（基本計画）
- (6) 基本計画で定めた施策を具体的に実施していくための事業内容を整理し、当初5年間の事業計画を定める。（実施計画）

4. 計画策定の組織体制

新計画を策定するに当たっては、次の組織体制等により行うものとする。

○葛尾村振興計画審議会

- ・基本構想及び基本計画の調査審議機関として、葛尾村振興計画審議会条例（昭和45年6月25日条例第15号）に基づく審議会を設置する。

○新計画策定本部

- ・新計画の最上位の策定機関として、新計画策定本部を設置する。
- ・新計画策定本部は、村長、副村長、教育長、総務課長、復興推進室長、住民生活課長、地域振興課長、議会事務局長、教育委員会教育次長、会計管理者、公民館長、農業委員会事務局長をもって構成する。
- ・本部長は村長、副本部長は副村長をもってあてる。
- ・本部長は本部を総括し、副本部長は本部長を補佐し、本部長事故あるときはその職務を代理する。
- ・新計画策定本部の会議は、村長が招集し、議長は村長があたる。

○新計画策定検討会（ワーキンググループ）

- ・新計画の策定作業機関として、新総合計画策定検討会を設置する。
- ・新計画策定検討会は、各係等の代表者をもって構成する。
- ・新計画策定検討会の会議は、総務課長が招集し、これを主宰する。

○庶務

- ・新計画策定に係る庶務は、総務課総務企画係があたる。

- 新計画は、議会の議決すべき事件に関する条例（平成24年12月12日条例第19号）第2条第1項第1号の規定により葛尾村議会の議決を経て、決定するものとする。

5. 計画策定の期間

新計画は、令和2年度から令和4年度の3箇年で策定するものとする。

6. 計画の公表

策定した新計画は、次により公表するものとする。

- 第五次葛尾村振興計画書を作成し、村ホームページに掲載するとともに、庁内各課、関係機関及び関係者等に配布する。
- 第五次葛尾村振興計画書概要版を作成し、村内全戸に配布する。

7. その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

5 第五次葛尾村振興計画策定経過

年 月 日	概 要	備 考
令和 2 年 1 0 月 6 日	第 1 回振興計画策定本部会議	
1 0 月 1 3 日	第 1 回振興計画策定審議会（諮問）	
1 0 月 2 0 日 ～ 1 1 月 5 日	村民アンケート調査実施 ・対象者数（避難先含む各世帯 1 人） 6 0 2 人 ・回収数 2 3 8 人（回収率：39.5%）	
令和 3 年 1 月 4 日	第 2 回振興計画策定本部会議	
2 月 1 日	第 3 回振興計画策定本部会議	
2 月 2 2 日	第 1 回振興計画策定検討会	
3 月 1 9 日	第 4 回振興計画策定本部会議	
3 月 2 3 日	第 2 回振興計画策定審議会	
5 月 1 1 日	第 5 回振興計画策定本部会議	
5 月 1 9 日 ～ 5 月 2 6 日	アンケート結果に対する各課ヒアリング	
	地区懇談会 ：新型コロナウイルス感染防止のため開催中止	
令和 4 年 1 月 1 8 日 ～ 1 月 2 0 日	計画案及び施策事業に対する各課ヒアリング	
5 月 2 6 日通知	第 3 回振興計画策定審議会	書面開催
6 月 1 9 日	地区懇談会 村民会館 31 名、恵下越集会所 26 名	
7 月 1 日 ～ 7 月 2 0 日	パブリックコメント ・意見提出者 6 名 意見等 23 件	
7 月 1 2 日	計画内容に対する各課ヒアリング	
1 1 月 2 2 日	第 6 回振興計画策定本部会議	
1 1 月 2 9 日	第 4 回振興計画策定審議会（答申）	

6 用語解説

	用語	解説
ア行	空き家バンク	空家物件情報を自治体のホームページ上などで提供する仕組み。
	預かり保育	幼稚園の正規の教育時間以外に、希望する園児を対象に幼稚園において引き続き保育を行うこと。
	I C T	「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略。「IT」とほぼ同義で用いられることもあるが、特にインターネット等の通信技術を活用したサービス等を包含する点でこれと区別される。
	一時預かり事業	保育所に入所していない小学校入学前の児童で、保護者の傷病・入院、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により、緊急・一時的に預かる事業のこと。
	インターネット	全世界のコンピュータ(サーバー)がクモの巣のようにネットワーク化されたもので、閲覧者が主体的かつグローバルに検索・選択したテーマにアクセスできる。
	インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。
	インフラ	「Infrastructure」の略。社会生活の基礎となる施設のことで、道路、上下水道、鉄道、情報通信などがその例。
	A I	「Artificial Intelligence」の略。人工知能のことで、人間にしかできなかった高度で知的な作業や判断を、コンピューターを中心とする人口的なシステムにより行えるようにしたもの。
	A L T	「Assistant Language Teacher」の略。外国語を母国語とする外国語指導助手のことで、児童生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に各教育委員会から学校に配置され、授業を補助する。
	A L P S 処理水	多核種除去設備(ALPS)などを使って「汚染水」からトリチウム以外の放射性物質を規制基準以下まで取り除いたもの。
	S N S	「Social Networking Service (Site)」の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス(サイト)Facebook、Twitter はその1つ。
	エコ・コンパクトビレッジ	「かつらお再生戦略プラン」で設定している、新たな村が目指すべき復興後の姿(将来像)。～自然と共生し、一人ひとりの笑顔がみえる、持続可能なふるさと「かつらお」～。
	温室効果ガス	地球温暖化の原因となる、温室効果を起こす気体の総称。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなど。
カ行	オンライン化	インターネットなどのネットワーク経由で各種手続きを行えるようにすること。
	カーボンニュートラル	社会におけるカーボン(二酸化炭素)など温室効果ガスの排出量を、ニュートラル(中立化)にすること。温室効果ガスの排出量と、植物の光合成などによる吸収量の「プラスマイナスゼロ」を目指す概念。
	核家族	夫婦とその未婚の子からなる世帯。
	関係人口	その地域となんらかの形で関わりがある人口。過去に住んでいた人や、勤務していた人、地域への関心を持つ人など。
	感染症	寄生虫、細菌、真菌などの病原性微生物やウイルス等の病原体が体の中に侵入し、感染・増殖することで発病する病気の総称。
	協働	住民ニーズが多様化・高度化するなかで、より良い地域社会をつくるため、行政だけでなく住民、企業の各部門が相互に補完しあいながら力を出し合う関係のこと。

用語		解説
	経常収支比率	人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費が、毎年度の経常的な財源収入に占める割合のことで、この比率が高いほど市財政のゆとりが失われていることを表す。
	健康寿命	WHO(世界保健機関)が提唱した指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間のこと。
	交通安全施設	信号機、車両感知器、交通情報板、道路標識、道路標示等の施設の総称。
	交流人口	地域を訪れる人のこと。定住人口に対する概念。
	高齢化率	総人口に占める 65 歳以上人口の割合。
	国土利用計画	総合的・長期的な観点で国土の有効利用を図るために策定される計画。
	子育て世代包括支援センター	母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関するさまざまな相談に対応し、支援プランの策定や地域の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。
	コミュニティスクール	保護者や地域のニーズを反映させるために、地域住民が学校運営に参画できるようにする仕組みや考え方を有する形態の学校。
サ行	再生可能エネルギー	石油、石炭、天然ガス等の化石燃料から生み出したものではなく、太陽光や風力、地熱等、地球上で自然に起こる現象を利用して繰り返し使えるエネルギーのこと。
	自主財源	地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入といった地方公共団体が自主的に収入できる財源のこと。
	自主防災組織	自治会・集落の単位で地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚や連帯感に基づき、自主的に防災活動をする組織のこと。
	集落営農	集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織。
	循環型社会	限りある資源を効率よく利用し、排出された廃棄物を単に処理する社会から廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負担を与えないよう再利用、再資源化する社会。
	生涯学習	学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動など、人々が生涯に行うあらゆる学習。
	少子高齢化	国や地域において、少子化と高齢化が同時に進行すること。出生率の低下と平均寿命の伸長が同時に進行することにより、若年者の数と人口に占める比率がともに低下し、高齢者の数と人口に占める比率がともに上昇していくこと。
	消費者トラブル	安全性を欠く製品・施設・サービスの使用によって消費者の生命・身体に被害が生じる事故のこと。また、虚偽や誇大な広告、その他の理由により消費者の自主的・合理的な選択が阻害され、財産的被害が生じる事態のこと。
	情報セキュリティ	情報の機密性、完全性、可用性(システムが継続して稼働できる度合いや能力)を維持すること。
	スマートコミュニティ事業	村の中心部でエネルギーの地産地消を目指す事業のこと。
	生活習慣病	不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気のこと。糖尿病・脳卒中・心臓病・高血圧・肥満などがあげられる。
	生産性向上	組織が保有する経営資源を最大限に有効活用し、より小さな投資でより大きな成果を生み出すための取り組み。

用語		解説
	Society5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を AI やロボットなどの活用によって連携できるシステムを構築し経済発展と社会的課題の解決を両立することで、一人ひとりが生き生きと暮らせる人間中心の社会のこと。
タ行	第一次産業	産業の大分類を 3 部門に集約したもののうち、農業、林業、漁業などの産業部門。
	第二次産業	産業の大分類を 3 部門に集約したもののうち、鉱業、建設業、製造業などの産業部門。
	第三次産業	産業の大分類を 3 部門に集約したものうち、一次産業、二次産業以外の産業で、電気・ガス・水道業、通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食業、サービス業などの産業部門。
	脱炭素社会	今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成した社会。
	多面的機能	農業・農村が有する、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の機能のこと。
	団塊の世代	第二次世界大戦直後、昭和 22(1947)年から昭和 24(1949)年にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代。
	男女共同参画	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会にあらゆる分野における活動の参画すること。
	地域医療	地域住民の健康増進を目的として、医療機関や行政機関、住民や企業などが連携して取り組む総合的な医療活動。
	地域コミュニティ	人々がその地域に住んでいるという意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びそうした生活を支え合う人々のつながり。
	地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体となって支える仕組み。
	地域包括支援センター	高齢者の健康、福祉、介護に関するあらゆる相談を受け付けて、その状態を把握し、介護予防の推進や心身の状態に合わせた総合的・包括的な支援を提供する公的機関。
	地域防災計画	災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、葛尾村防災会議が作成する計画であり、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。
	地域密着型サービス	高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型として創設されたもの。施設への「通い」、自宅への「訪問」や短期間の「泊まり」を組み合わせ、在宅での生活を継続できるよう支援する小規模多機能型居宅介護等のサービスが存在する。
	地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球の気温が高まり、自然や生活環境に各種の悪影響が生じる現象。
	中間貯蔵施設	福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を最終処分までの間、安全に集中的に貯蔵する施設。東京電力福島第一原子力発電所を取り囲む形で、大熊町・双葉町に整備が進められている。
	D×	「Digital Transformation」の略。ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させること。
	デマンド交通	予約型の運行形態の輸送サービスを指し、正式には「DRT (Demand Responsive Transport: 需要応答型交通システム)」と呼ばれ、路線バスとタクシーの中間的な位置づけにある交通機関。事前予約により運行するという特徴があり、運行方式や運行ダイヤ、さらには発着地の自由度も組み合わせにより、多様な運行形態が存在するもの。

用語		解説
	特用林産物	森林や原野から得られる産物のうち一般木材を除いたものの総称。代表的なものとして、しいたけ、えのきだけ、ぶなしめじ等のきのこ類、樹実類及び山菜類といった食用物、うるしや木ろう等の伝統工芸品の原材料、竹材、桐材といった非食用物などがある。
ナ行	ニュースポーツ	グラウンドゴルフ等レクリエーションの一環として気軽に楽しめる運動の総称。
	認知症	記憶、判断、言語などの能力が、日常生活に支障が生じる程度まで低下した状態のこと。
	認知症サポーター	地域の認知症患者やその家族を温かく見守り支援する応援者。認知症サポーター養成講座の受講・修了により、その証としてオレンジリングが付与される。
	農地中間管理事業	都道府県ごとに指定された農地中間管理機構が農地の中間的受け皿となり、貸し借りを仲介する制度。
	農用地区域	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき指定された農業振興地域（今後も長期にわたり農業を振興する地域）の中で、特に今後とも長期間にわたり農業上の利用を図るべき地域として指定した区域。
	ノーマライゼーション	障がいのある人のバリアをなくし、障がいのない人と同じ社会で共に生活し、活動できる社会の構築を目指すもの。
ハ行	ハザードマップ	発生が予測される自然災害について、その被害の及ぶ範囲、被害の程度、避難場所等を表した地図。災害予測図。
	パブリックコメント	行政機関が計画や規制等の策定・改廃等を行う際に原案を公表し、広く意見を求め、それを考慮して決定する制度。
	福島イノベーション・コースト構想	東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクト。
	ふるさと納税	自分の生まれ故郷をはじめとした応援したい都道府県や市区町村に対する寄附を優遇する制度。一般的な寄附の場合には寄附金額の一部が所得税および住民税から控除されるのに対してふるさと納税の場合には自己負担額の2,000円を除いた全額（限度額あり）が控除の対象となるため、自分が納める税金の納付先を選択するのと同様の効果を持つ。
	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間、家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、学校の余裕教室などを利用して、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、基本的な生活習慣の確立を図り、児童の健全な育成を図ることを目的とする。
マ行	モニタリング	対象を（継続的に）観察すること。
	民間活力	大規模プロジェクトを実施する際、政府・自治体に代わって民間部門の資本や経営によってそれを行なうこと。
	木質バイオマス	薪やペレット、木炭など木材に由来する生物資源。
ヤ行	遊休農地	作付されず、活用されていない農地。
	要介護認定者	介護保険からサービスを受けるために、利用者について介護サービスを必要とする状態であると判定を受けた者。
ラ行	ライフスタイル	生活様式。衣食住だけではなく、交際・娯楽なども含む暮らしぶり。
	リモートワーク	在宅勤務。
	6次化	農業者（1次産業）が、農畜産物の生産だけでなく、製造・加工（2次産業）やサービス業・販売（3次産業）にも取り組むことで、生産物の価値をさらに高め、農業所得の向上を目指す取組のこと。6次化の「6」とは、1次産業の1×2次産業の2×3次産業の3のかけ算の6を意味している。

7 基礎資料

人口・世帯数（ ）は構成比

区 分	人 口	うち 15 歳 未満人口	うち 65 歳以上 高齢者人口	世帯数	うち高齢者 単身世帯数
平成 17 年 国勢調査	1,625 人	218 人 (13.4%)	510 人 (31.4%)	459 世帯	33 世帯
平成 22 年 国勢調査	1,531 人	173 人 (11.3%)	493 人 (32.2%)	470 世帯	59 世帯
平成 27 年 国勢調査	18 人	0 人 (0.0%)	9 人 (50.0%)	9 世帯	1 世帯
令和 2 年 国勢調査	420 人	24 人 (5.7%)	198 人 (47.1%)	205 世帯	44 世帯
令和 4 年 10 月 1 日 住民基本台帳	1,314 人	110 人 (8.4%)	521 人 (39.6%)	493 世帯	—

※平成 27 年国勢調査は、全村避難中、令和 2 年国勢調査は一部区域避難指示発令中に実施したため人口・世帯数とも大幅に減少している。

産業別就業人口構造（平成 22 年国勢調査）

第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業
301 人 (35.7%)	245 人 (29.1%)	297 人 (35.2%)

※平成 27 年国勢調査は、全村避難中のため、平成 22 年度調査を掲載した。

地目別面積（ha）

年 度	総面積	田	畑	宅地	山林・原野	その他
平成 22 年	8,423	267	285	61	7,161	649
平成 27 年	8,437	267	285	61	7,161	663
令和 2 年	8,437	265	284	65	1,913	5,910

財政の状況（普通会計）

(1) 決算（千円）

決算年度	歳 入	歳 出	形式収支	実質収支	実質単年度収支
平成 22 年	2,119,588	1,888,961	230,627	210,852	87,421
平成 27 年	6,933,543	5,958,570	974,973	179,916	▲181,258
令和 2 年	6,532,414	6,424,742	107,672	62,668	▲108,257

決算年度	積立金現在高	内財政調整基金	地方債現在高	翌年度以降債務 負担行為残高
平成 22 年	1,160,854	676,924	1,616,644	6,013
平成 27 年	6,383,888	1,019,169	1,336,444	0
令和 2 年	6,204,415	701,107	1,509,837	0

(2) 指標（千円・%）

決算年度	標準財政規模	財政力 指数	経常収 支比率	健全化判断比率			
				実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債 費比率	将来 負担率
平成 22 年	1,119,214	0.13	77.0	—	—	9.6	—
平成 27 年	1,093,007	0.14	70.6	—	—	2.8	—
令和 2 年	1,035,615	0.20	85.5	—	—	5.0	—

(3) 主な歳入 ()は構成比 (千円・%)

決算年度	地方税	地方交付税	国庫支出金	県支出金
平成 22 年	111,070 (5.2)	977,785 (46.1)	403,324 (19.0)	196,472 (9.3)
平成 27 年	231,894 (3.3)	1,649,872 (23.8)	2,189,780 (31.6)	446,231 (6.4)
令和 2 年	135,563 (2.1)	1,172,304 (17.9)	1,692,128 (25.9)	797,422 (12.2)

決算年度	地方債	その他	計
平成 22 年	228,954 (10.8)	201,983 (9.6)	2,119,588 (100.0)
平成 27 年	164,600 (2.4)	2,251,166 (32.5)	6,933,543 (100.0)
令和 2 年	399,375 (6.1)	2,335,622 (35.8)	6,532,414 (100.0)

(4) 主な歳出 ()は構成比 (千円・%)

決算年度	人件費	物件費	補助費等	扶助費
平成 22 年	294,543 (15.6)	261,819 (13.9)	178,254 (9.4)	50,416 (2.7)
平成 27 年	327,129 (5.5)	742,350 (12.5)	222,151 (3.7)	81,942 (1.4)
令和 2 年	361,169 (5.6)	702,835 (10.9)	422,684 (6.6)	74,428 (1.2)

決算年度	公債費	普通建設事業費	その他	計
平成 22 年	252,782 (13.4)	655,840 (34.7)	195,307 (10.3)	1,888,961 (100.0)
平成 27 年	165,963 (2.8)	2,454,303 (41.2)	1,964,732 (32.9)	5,958,570 (100.0)
令和 2 年	182,229 (2.8)	2,914,353 (45.4)	1,767,044 (27.5)	6,424,742 (100.0)

公共施設整備状況 令和 4 年 4 月 2 日現在

村道	都市公園	公営住宅	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	短大・大学
77,513m	—	173 戸	1 園 6 人	1 校 12 人	1 校 3 人	—	—

老人ホーム	診療所	病院	公民館	集会施設	道路舗装率	上水道	下水道
—	1 カ所	—	1 館	1 カ所	65.7%	40.6%	0.0%

村の沿革

上古は染羽の国と称し、後陸奥の一郡となり、和名抄に標葉郡の郷名が載せられてあり、中世、本郡海東平氏の占有であったが、その一族標葉四郎隆之が領し、後、相馬領となった。

明治維新後も荘屋で村政を治め、同 4 年までそのままで、明治初期に荘屋が廃止されて区長政治となる。区会所は富岡町にあり、第 24 区と称した。

明治 16 年 4 月から各村合併の戸長制度が実施された。

明治 22 年 4 月町村制度が実施され、上野川、野川、落合、葛尾の 4 か村合併葛尾村とし、津島 5 か村を合併して津島村として、津島、葛尾組合村が誕生、津島村に役場を置き行政を司る。

大正 12 年 3 月 31 日、両村が分離し、葛尾村として発足するに至った。

村 章



葛尾村の頭文字をローマ字で図案化したもので、村民の融和と団結を表しています。

村 民 憲 章

- 1.自然を愛し、心のふれあう、平和な村にしましょう。
- 1.みんなで助け合い、明るく、なごやかな村にしましょう。
- 1.決まりを守り、住みよい村にしましょう。
- 1.仕事に誇りをもち、元気で働き、豊かな村にしましょう。
- 1.教養と文化を高め、希望に輝く村にしましょう。

村の花・木・鳥

つつじ



赤松



きじ

